

別紙

諮問第559号

答 申

1 審査会の結論

「いじめ問題対策委員会までの進行計画（〇月〇日現在）」ほか13件を非開示とした決定及び「事故発生等連絡票（第1報）（高等学校）」ほか102件の一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表7に掲げる部分については開示すべきであるが、その他の部分は非開示が妥当である。

「本件事故に関し、東京都教育委員会が作成し文部科学省宛てに提出した『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』に関する書面その他文部科学省宛てに提出した書面」ほか2件を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月東京都立〇〇高等学校（以下「学校」という。）入学の〇〇に関する以下の文書（写真及び映像を含む。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都教育委員会が平成28年4月25日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）及び非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 条例16条2号に基づく非開示について

（ア）法令に基づく場合は非開示情報の除外事由であること。

条例16条2号は、個人識別情報等の非開示を認めているが、その除外事由として、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を規定している。

(イ) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）28条2項に基づく情報提供義務は、上記除外事由に該当すること。

法の目的は、1条において「この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」とされているところである。

このような法の目的は、条例の趣旨・目的と明確に異なるものである。

また、条例の根拠となる権利利益は、知る権利である。これに対し、法の根拠となる権利利益は、いじめ被害児童の尊厳の保持・回復及びこれに関連する保護者の知る権利である。

この点については、小西洋之著「いじめ防止対策推進法の解説と具体策」において、法28条2項に基づく情報提供義務に関し、「(2) 学校の設置者及び学校に、いじめの被害児童等及びその保護者に対して、当該事案に係る事実関係等の法的な説明責任を課したのは、①いじめの被害児童等は当事者としてその尊厳の保持・回復のためには当該事案に係る事実関係等を知る必要があること、また、その保護者は当該被害児童等の尊厳の保持・回復を誰よりも切に願う者であって、かつ、当該事案に係る事実関係を切に知りたいと願う者であり、自ら事案の調査を行うための前提としての必要性も含めて、これらの情報を十全に知る必要のある立場にあること、②本法に定めるあるべきいじめ事案への対処及び再発防止の実現（第23条、第28条並びに第30条等）は、被害者サイドへの十全の情報提供に

基づく被害児童等及びその保護者の協力が無ければ不可能であること等によるものです。」「特に、過去のいじめによる自殺事件等の際に、遺族において、我が子に起きたいじめの事実を知りたい、学校の対応等を含めた真相を把握し、全ての真実を知りたい、あるいは、こうした事実関係を自ら調査をしたいとの切実な願いが十分に尊重されることがなかったのみならず、いわゆる二次被害に苦しむことがあったことを踏まえて、学校の設置者等の説明責任を定めることによりいわゆる『親の知る権利』を実質的に保証することとしたのが本法の趣旨です。」(202ページ)とされているところである。

したがって、両者の情報提供ないし情報開示の根拠となる権利利益も異なる。

条例は、開示請求に基づき個人の権利利益を調整して開示される手続を規定する条例であるのに対し、法は、法成立以前も裁判例上認められていた調査報告義務を明確化し、設置者等からの積極的な説明責任を定めたものである。

以上のとおり、法28条2項に基づく情報提供義務については、条例とは趣旨も根拠となる権利も異なる規定であり、かつ、独自の権利義務を定める規定であるため、条例16条2号ただし書イの「法令」に該当することが明らかである。

この点について、第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会編「どう使う どう活かす いじめ防止対策推進法」は、「情報の中に第三者に関する個人情報が含まれている場合（個人情報保護法23条1項本文）、あるいは、第三者を特定する識別情報や第三者の権利を侵害するおそれがある情報が含まれている場合（東京都個人情報保護条例16条2号本文）は、第三者の同意が必要とされているため、非開示とされることが多かった。しかし、第三者の個人情報が含まれる場合であっても、情報提供が『法令』に基づくものである場合には、開示できるとされており（個人情報保護法23条1項1号、東京都個人情報保護条例16条2号イ）、本条は、第三者の情報提供を認めた法令に該当するといえることから、本条が、開示を求める根拠となると考えられる。」(102ページ)と述べている。

(ウ) 本件における非開示部分が法の趣旨に反するものであること。

本件における16条2号に基づく非開示部分は、当該部分の開示により個人が識別されるか等の検証が十分に行われないうまま、一律、広範囲にわたり、非開示とされている点が特徴である。

この点、大津地方裁判所平成26年1月14日判決（判例時報2213号75ページ）は、「本件一覧表原本には、故Cに対する行為をした者の個人名の記載が含まれていたことからすれば、本件一覧表原本を原告に対して何ら限定もなく開示した場合には、開示請求者である故C以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがあり（本件条例18条2号）、また、本件中学校において今後のアンケート調査が困難になるおそれがあるから『調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ』がある（本件条例18条7号ウ）と判断したこと自体は、不当であったとはいえない。しかし、本件条例は、情報公開請求に対しては原則として開示処分を行うことを旨としているのであるから（本件条例18条柱書参照）、処分時において上記のおそれ等があるとはいえない部分についてまで不開示とすることが許されるものではない。そして、本件処分がされた平成23年12月7日の時点の状況として、本件一覧表原本及び本件文書1の記載内容のうち故Cに対して行為をした者の個人名及び故C以外の者の個人名を除く部分については、上記のおそれ等があったとまでは認められないから、G教育長は、本件処分に際し、不開示とすべき事項を上記の通り限定すべき注意義務を負っていたものというべきであり、上記1（3）イのとおり本件一覧表原本のほとんどの記載内容について不開示とする旨の本件処分を行ったことは、本件条例18条の適用を誤ったものであり、違法といわざるを得ない。」として、個人名以外の部分についてほとんど不開示とする処分は違法であると判示している。

本件においても、上記裁判例の事案と同様、聞き取り調査の結果、アンケート調査の結果等、遺族として最も知りたいじめの事実の有無を含めた請求者の子である〇〇の学校での様子について、個人名が特定される部分のみならず、ほとんどすべての記載内容について非開示とされている。

条例についても、16条において、上記裁判例における大津市の条例と同様、その柱書には「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」として、開示が原則とされている。

上記のとおり、法28条2項が独自の趣旨及び根拠に基づき情報提供義務を規定するものであることからすれば、本件のような一律、広範囲の非開示は当該規定

に明確に反するものである。

むしろ、法28条2項の趣旨及び上記裁判例を踏まえれば、本件のようないじめ自死の事案においては、個人識別情報等については厳格に解釈されるべきであり、仮に個人を識別し得る情報であったとしても、当該情報の非開示が法28条2項に基づく利益に優先するものではないため、個人に関連する情報は条例16条2号に該当しないもの、又は同号イに該当するものとして開示されなければならない。

(エ) 小括

したがって、法28条2項に基づき、本件において条例16条2項に基づき非開示とされる部分については個人名に限られるべきであり、個人名を除く情報については開示がなされなければならない。

イ 16条5号及び6号に基づく非開示について

(ア) 不利益の利益考量が必要であること。

条例16条5号及び6号の規定の文言、条例の趣旨及び条例1条に記載された条例の目的からすれば、同号に定める「おそれ」が生じたとするためには、個人情報の開示により、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」「事務の適正な執行に支障が生じるおそれ」が具体的かつ客観的なものであることが必要であり、単なる実施機関の主観的なおそれや抽象的なおそれがあるのみでは非開示事由に該当すると認められない。

また、条例16条5号及び6号は開示による支障の点のみをとらえた定めとなっているものの、本条例は個人の情報開示請求権等を明定するとともに個人の権利利益の保護を目的とするものであるから、この該当性を判断するに当たっても、まず、情報が非開示とされた場合に当該個人が受けるおそれがある不利益を十分に考慮し、当該規定が定める支障がこの不利益を上回るものか否かという観点を欠くことは許されないものであり、このことは当該規定に黙示的に内包されているものである（同条6号に関する裁判例として、東京地方裁判所平成13年9月12日判決参照。）。

(イ) 非開示により請求者が受ける不利益の内容

前記小西「いじめ防止対策推進法の解説と具体策」が述べるとおり、法28条2項に基づく情報提供義務の趣旨としては、「①いじめの被害児童等は当事者としてその尊厳の保持・回復のためには当該事案に係る事実関係等を知る必要があること、また、その保護者は当該被害児童等の尊厳の保持・回復を誰よりも切に願う者であって、かつ、当該事案に係る事実関係等を切に知りたいと願う者であり、自ら事案の調査を行うための前提としての必要性も含めて、これらの情報を十全に知る必要のある立場にあること、②本法に定めるあるべきいじめ事案への対処及び再発防止の実現（第23条、第28条並びに第30条等）は、被害者サイドへの十全の情報提供に基づく被害児童等及びその保護者の協力が無ければ不可能であること等によるものです。」「特に、過去のいじめによる自殺事件等の際に、遺族において、我が子に起きたいじめの事実を知りたい、学校の対応等を含めた真相を把握し、全ての真実を知りたい、あるいは、こうした事実関係を自ら調査をしたいとの切実な願いが十分に尊重されることがなかったのみならず、いわゆる二次被害に苦しむことがあったことを踏まえて、学校の設置者等の説明責任を定めることによりいわゆる『親の知る権利』を実質的に保障することとしたのが本法の趣旨です。」（202ページ）とされているところである。

当該趣旨からすれば、特に当該事案に係る事実関係等に関する情報を得ることは、親の知る権利の実現に他ならず、当該情報の非開示は当該権利の侵害であり、また、当該生徒等の尊厳の保持・回復を困難にさせる点で不利益は甚大である。

（ウ）小括

以上のとおり、当該事案に関する情報を非開示とする不利益は、基本的には開示による不利益を上回るものと考えられ、少なくとも、具体的かつ客観的な不利益等のおそれが証明されない限り、条例16条5号を理由として非開示とすることは許されないというべきである。

エ アンケート調査及び聞き取り調査内容の開示について

アンケート調査結果（回答）については、そもそも結果の開示を前提に情報収集されるべき情報であり、法施行前から、多くの事案において全面開示がなされてきた情報である。この点、前掲小西「いじめ防止対策推進法の解説と具体策」は、法

28条2項に基づく情報提供の前提となる調査方法について、「調査対象者に対して、あらかじめ被害者サイドに調査結果を提供する場合があることについて（事前調査のアンケート用紙にその旨を記載することなどを含め）説明を行うなどの措置を講じる必要があります」（204ページ）と述べている。

また、法に関する参議院の附帯決議では、次のとおり「いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有される」べきとされているところである。

<参議院附帯決議>

七、いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。

さらに、文部科学省（平成29年3月）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）には、「被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を採用すること、又は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用することを、予め説明すること。」（8ページ）として、その記載は全面開示を前提としている。

したがって、アンケートについては、開示を受ける利益は条例16条5号及び6号の「おそれ」による不利益等に優越するものである。

また、本件生徒等からの聞き取りについては、生徒からのアンケートの補足・追加等を内容とするものであるところ、前記のとおり、アンケートの記載内容は全面開示が前提とされている。

この点、アンケートの開示と、アンケートの補足・追加等としての聞き取り内容の開示を別異に取り扱う理由はない。

また、法28条2項の趣旨は、前記のとおり、当該事案の事実関係等に関する情報の提供を受けることにより、当該生徒等の尊厳の保持・回復を図るとともに、親の知る権利を保障するところにある。特に、自死の事案については、学校内の調査結果が全て正確に開示されることがなければ事実を全くとっていいほど知ること

ができず、中でも、聞き取り調査の内容は、事実関係を知るための直接的かつ最も重要な情報である。したがって、学校、設置機関である東京都教育委員会及び第三者委員会（本件では調査部会）が実施する聞き取り調査の内容は、法28条2項が提供を求める最たる情報といわなければならない、この点においても、アンケートの開示と聞き取り調査の内容の開示とを別に取り扱う理由は全くない。

したがって、法28条2項に基づく情報提供義務の履行として、聞き取り調査の内容もまた全面的に開示されるべきである。

したがって、アンケート調査及び聞き取り調査内容に関する情報については、条例16条5号及び6号に該当するものではなく、個人名を除き、全面的に開示がなされなければならない。

オ 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会及び同調査部会の調査過程及び検討過程について

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会及び調査部会については、会議自体は基本的に非公開とされているものの、その調査過程及び検討過程に関する情報が非公開になるものではない。

この点、ガイドラインには、「④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）」として、「予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）」を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。」と記載されている。これは、法が、調査のプロセスの開示を被害児童生徒・保護者に対して求めているものといえることができる。

本件において、調査事項及び調査対象を含む調査プロセスについて、遺族である保護者は、学校、東京都教育委員会及び調査部会から十分な説明を受けていない。

他方、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会及び調査部会の調査過程及び検討過程に関する情報については、請求者が当該情報を知ることによる利益は相当大きく、また、当該情報を知るとは法28条2項に基づく権利であるといえることから、条例16条5号及び6号の利益を上回るものであることが明らかである。

したがって、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会及び調査部会の調査過程及

び検討過程に関する情報については、条例16条5号及び6号に該当するものではなく、個人名を除き全面的に開示がなされなければならない。

カ 条例16条4号に基づく非開示について

本件請求対象の情報について、東京都教育委員会は非開示の理由として、関係機関とのやり取りが開示されると、当該機関における捜査等事務の執行に支障を及ぼすおそれがある旨述べている。

しかしながら、当該理由は極めて抽象的に過ぎず、仮に当該情報に警察とのやり取りが記載されているとしても、その開示により公安の安全と秩序の維持に支障を及ぼす具体的かつ客観的なおそれがあるとは到底認めがたいため、条例16条4号には該当しない。

キ その他開示請求対象情報について

本件請求対象情報のうち、本件事故直後に実施された教育相談センターのスクールカウンセラーによる生徒への聞き取りの内容について、「非開示理由」からは、いずれの保有個人情報も該当するか、あるいは記載内容には該当する情報が存在しないかが明らかではない。

当該聞き取りの内容についても、本件事故に関する事実関係等を含む情報と考えられるため、法28条2項に基づき特に開示が求められる情報であるため、上記に述べた理由から、個人名を除き開示されなければならない。

ク 結論

以上より、本件処分において条例16条2号、4号、5号及び6号に該当するとして非開示とされた対象保有個人情報の全部又は一部については、いずれもこれに該当しないか、あるいは除外事由に該当するため、同条項を理由とした非開示は違法である。

したがって、本件処分は取り消され、速やかに開示されなければならない。

なお、東京都教育委員会作成に係る理由説明書に対応する個別の反論については、上記に述べた反論に加え、別紙の「請求者の反論詳細」記載のとおり反論する。(本答申では、上記「別紙」は省略する。)

ケ 大津地裁平成26年1月14日判決は、大津市で平成23年10月の市立中学2年生の男子生徒（当時13歳）が自殺した問題で、学校側が実施したアンケート結果の開示手法などをめぐり遺族が市を訴えた訴訟の判決で、原告側の主張を認め、市に損害賠償を命じた。アンケートの大部分を黒塗り状態で開示した市に対し、30万円の支払いを命じたものである。この判決は、自治体がいじめに関するアンケートを開示する際、遺族の心情に配慮すべきだとし、条例に基づく開示請求については、「公開が原則」であることを明示した。また地方自治体側が開示内容を制限できる範囲を明確にしている。

この判決を受けて大津市では、「判決は適正。遺族に改めてお詫びしたい」と市長が述べ、控訴しない方針を示した。その上で、いじめによる自殺など重大な事案が起きた際、学校などが実施するアンケートの公開基準を作成した。

また、鹿児島地裁平成27年12月15日判決は、鹿児島県出水市で、平成23年に鉄道線路に飛び込んで自殺した市立中学2年生の女子生徒（当時13歳）の遺族が、いじめの有無を在校生に聞いたアンケートの開示を市に求めた訴訟で、一部開示を命じた。この鹿児島地裁判決を受けて出水市は、控訴しないことを決めた。「個人を特定できる情報を伏せれば開示できる」とした地裁判決が確定し、開示もされている。

最近の札幌地裁平成29年7月19日決定は、文書提出命令申立について、「回答者および他の生徒の個人特定情報についてマスキングを施すなどの適切な開示方法であれば、教育行政上の支障が生じるとは認めがたい」として文書の提出を命じている。これは平成25年3月に北海道立高校の1年生（当時16歳）が所属していた吹奏楽部の顧問による不適切な指導を苦にして地下鉄の電車に飛び込み自殺した事件について、学校の集めた部員アンケートについて、遺族に開示しなかったものである。

こうした近時の裁判例に照らしても、審査請求は認められるべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 非開示決定について

別表 2 に掲げる本件対象保有個人情報 1 から 14 までについて、同表の非開示理由のとおりに非開示決定を行った。

(2) 一部開示決定について

別表 3 に掲げる本件対象保有個人情報 15 から 117 までについて、同表の非開示理由のとおりに同表の非開示部分を非開示とする一部開示決定を行った。

なお、本件対象保有個人情報 15 から 21 まで、25、27、29、32、33、35、36、38、39、42、49、50、54、57、59 から 62 まで、69、73、74、79、80、85、94 から 96 まで、102、103、105 及び 107 のうち条例 16 条 2 号に該当するものとし非開示とした部分については、同表の非開示理由のとおりに、条例 16 条 6 号にも該当するものとして、非開示理由を追加する。

(3) 非開示決定（不存在）について

別表 4 に掲げる情報について、同表の非開示理由のとおりに不存在を理由とする非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 28 年 11 月 24 日	諮問
平成 29 年 7 月 25 日	実施機関から理由説明書收受
平成 29 年 7 月 26 日	新規概要説明及び実施機関説明(第 178 回第一部会)
平成 29 年 8 月 15 日	審査請求人から意見書收受

平成29年 8月28日	審議（第179回第一部会）
平成29年 9月27日	審議（第180回第一部会）
平成29年10月31日	審議（第181回第一部会）
平成30年 5月31日	審議（第187回第一部会）
平成30年 6月21日	審議（第188回第一部会）
平成30年 7月25日	審議（第189回第一部会）
平成30年 9月27日	審議（第190回第一部会）
平成30年10月29日	審議（第191回第一部会）
平成30年11月 1日	実施機関から理由補充説明書收受
平成30年11月21日	審議（第192回第一部会）
平成30年12月18日	審議（第193回第一部会）
平成31年 1月 8日	審査請求人から意見書收受
平成31年 1月28日	審議（第194回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 都立学校における重大事態への対処について

(ア) 法に規定する重大事態への対処について

法28条1項は、同項1号に掲げる「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」及び同項2号に掲げる「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」において、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする旨規定している。

また、法30条1項は、地方公共団体が設置する学校は、法28条1項各号に掲げる場合に該当するときは、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない旨規定している。

(イ) 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会について

法14条3項は、「…地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。」と規定しており、東京都では東京都教育委員会の附属機関として、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）11条1項において、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則（平成26年教育委員会規則第18号。以下「規則」という。）において、その組織及び運営に関して必要な事項を定めている。

対策委員会の所掌事項として、規則2条3項は、「対策委員会は、都立学校において…法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。」と規定している。

当該調査を行うに当たり必要があるときの対応として、規則9条1項において、対策委員会に調査部会を置くことができる旨規定されており、調査部会における調査の経過及び結果は、同条4項の規定により、対策委員会に報告するものとされている。

対策委員会が規則 2 条 3 項に規定する調査を行う場合の会議については、規則 6 条 4 項において、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる旨規定されている。

なお、審査請求人の子が死亡した件は、法28条 1 項に規定する重大事態として、対策委員会に調査部会が設置され、同項に規定する調査が実施された。

イ 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人が、死亡した時点において未成年者であった自身の子（以下「本件生徒」という。）に関する情報を、自己を本人とする保有個人情報として請求したものである。

本件開示請求の趣旨は、本件生徒に係る重大事態（以下「本件重大事態」という。）に関して作成された記録等を求めるものであり、その内容は、別表 1 に掲げるとおりである。

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、教育庁指導部管理課、東京都立〇〇高等学校（以下「本件学校」という。）、東京都〇〇学校経営支援センター経営支援室及び東京都教育相談センターにおいてそれぞれ保有する別表 2 及び別表 3 に掲げる本件対象保有個人情報 1 から117までを特定し、そのうち別表 2 に掲げる情報については同表の非開示条項に該当するとして非開示決定を行い、別表 3 に掲げる情報については同表に掲げる非開示部分がそれぞれ同表の非開示条項に該当するとして一部開示決定を行った。

また、本件開示請求のうち別表 4 に掲げる情報については、不存在を理由として非開示決定を行った。

なお、実施機関は、平成28年 9 月23日付け及び平成30年 2 月28日付けで、本件非開示決定及び本件一部開示決定における非開示部分の一部を開示する決定（以下「本件追加処分」という。）を行い、主務課ごとにそれぞれ通知しており、別表 2 及び別表 3 に掲げる本件対象保有個人情報、非開示部分及び非開示条項は、本件追加処分後のものである。

ウ 審査会の審議事項について

審査会は、本件追加処分を行った後もなお非開示とされている部分について、別

表5のとおり本件非開示情報1から20までに分類した上でそれぞれの非開示妥当性について判断する。

また、不存在を理由として非開示とされた別表4に掲げる情報については、別表6のとおり本件請求個人情報1から3までに分類した上でそれぞれの妥当性について判断する。

エ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までにに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例16条5号は、「都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定

している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例17条1項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

条例17条2項は、「開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

オ 本件非開示情報1から20までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1及び11について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1及び11は、本件重大事態への対応方針やスケジュール等、実施機関内部における協議及び検討状況に関する情報であることが確認された。

これらの情報を開示することにより、事務の過程が明らかになり、今後同種の事態が発生した場合に、対応方針や検討過程等を推察した関係者から干渉や働きかけが行われる結果、実施機関における公正な判断が困難となるなど、重大事態への対処に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1及び11は、条例16条6号に該当し、本件非開示情報11についての同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 及び 6 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 が記録されている公文書は、本件学校が実施した生徒に対する本件重大事態に係るアンケート調査（以下「本件アンケート調査」という。）において、各回答者の個票を転記し、一覧表にしてまとめたものであり、本件非開示情報 2 は、各回答者の氏名、学籍番号、整理番号、部活動名、アンケート回収状況及び回答内容に関する情報であることが確認された（以下、当該一覧表を「本件一覧表 1」という。）。

また、本件非開示情報 6 は、特定の個人の氏名及び学籍番号等の情報であるが、当該情報が記録されている公文書は、本件非開示情報 2 が記録されている公文書の注釈として作成・利用されたものであることが確認されたことから、本件非開示情報 2 と合わせて判断する。

これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例 16 条 2 号本文に該当するものと認められ、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

一方、審査請求人は、意見書において、本件アンケート調査に関する情報について、個人名を除いて開示すべき旨述べていることから、審査会は、本件非開示情報 2 及び 6 から開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報である学籍番号、氏名等の情報（以下「本件識別情報」という。）を除いた、回答内容が記載されている部分（以下「本件回答内容に係る情報」という。）について、条例 17 条 2 項に基づく一部開示の可否を検討する。

実施機関に確認したところ、本件アンケート調査は、回答内容を遺族に知らせることを前提に実施したものであり、本件アンケート調査実施後に、別途、回答内容をまとめた一覧表（以下「本件提供一覧表」という。）を審査請求人に提供したとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 が記録されている本件一覧表 1 と本件提供一覧表は、各回答内容の順序が異なっていることが確認された。この点について実施機関に確認したところ、本件提供一覧表は、回答者が識別されないように、本件一覧表 1 から本件識別情報が記載されている列を除き、かつ、各回答内容を不規則な順序で配列したとのことである。一方、本件一覧表 1 は、各回答者の情報が、ある一定の規則に従って配列されていることが確認された。

このことを踏まえると、本件回答内容に係る情報を開示することとなると、本件提供一覧表と照合することにより、回答内容の順序の違いから、本件一覧表1の配列の規則性が推測され、本件回答内容に係る情報の配列自体から、開示請求者以外の特定の個人を識別できる可能性が高いことから、条例17条2項に規定する開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

したがって、条例17条2項に基づく一部開示をすべきものに該当しない。

以上のことから、本件非開示情報2及び6は、条例16条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3が記録されている公文書は、実施機関が実施した本件学校の教員に対する本件重大事態に係る聞き取り調査（以下「本件教員に対する聞き取り調査」という。）における各教員の供述内容を一覧表にしてまとめたもの（以下「本件一覧表2」という。）であり、各教員の氏名、職名、担当教科、業務分掌、顧問を担当する部活動、聴取日時、聴取者、回答内容等に関する情報により構成されているものであることが確認された。

実施機関に対し本件一覧表2の作成過程について調査したところ、本件教員に対する聞き取り調査は、実施機関の職員である聴取者が、質問項目を統一するためあらかじめ作成された聞き取り用紙を用いて実施し、その内容を同用紙に被聴取者ごとに記録した上で（以下、この記録された用紙を「本件聞き取り用紙」という。）、それを基に本件一覧表2が作成されたとの回答がなされた。ただし、本件聞き取り用紙は、本件一覧表2を作成する下資料として使用した一時的なメモであるとして、同作成後、実施機関において廃棄したとのことであり、本件聞き取り用紙と本件一覧表2との間の記載内容の対応関係等については、両者を照合してこれを確認することはできなかった。

以上のような一連の過程に関し、本件聞き取り用紙は、本件一覧表2の記載内容の正確性を裏付ける第一次的な記録であったというべきところ、これを一時的なメモであるとして、本件一覧表2の作成後、直ちに廃棄した点については、本件教員に対する聞き取り調査の趣旨に鑑み、その妥当性について強い疑義を有するものである。しかしながら、本件教員に対する聞き取り調査は、第三者に開示

されることを前提として行ったものではなく、本件一覧表2を開示することとなると、被聴取者が関係者の意向等を考慮して、率直な意見の表明や供述を躊躇し、正確な実態把握が困難となるなど、事実関係の調査に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報3は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4及び5について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4及び5は、対策委員会及び調査部会における本件重大事態に係る検討過程や会議の内容等に関する情報であることが確認された。

調査部会は、東京都いじめ防止対策推進条例の規定に基づき設置される東京都教育委員会の附属機関である対策委員会に属する組織であり、法28条1項に規定する重大事態が発生した場合に、対策委員会が同項に規定する調査を行うに当たり、必要があるときに設置されるものである。

実施機関の説明によると、調査部会は、公平かつ公正な視点からいじめの有無に係る事実関係の調査を実施することが求められるとのことである。

また、対策委員会及び調査部会における重大事態の調査に係る会議は、規則6条4項の規定により、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができるとされており、本件重大事態に係る会議は、非公開で行われている。

これらのことを踏まえると、本件非開示情報4及び5を開示することにより、対策委員会及び調査部会における検討過程が明らかになると、対策委員会及び調査部会に対し干渉や働きかけが行われ、自由かつ率直な意見交換等が妨げられる結果、対策委員会及び調査部会における公正な判断が困難となるなど、対策委員会及び調査部会の調査に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報4及び5は、条例16条6号に該当し、本件非開示情報5についての同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報7について

審査会が見分したところ、本件非開示情報7が記録されている公文書は、調査部会が実施した生徒に対する本件重大事態に係る聞き取り調査（以下「本件聞き取り調査」という。）において、聞き取り対象者別に聴取内容を記録したものであり、「日時」欄には本件聞き取り調査を実施した日時が、「場所」欄には本件聞き取り調査を実施した場所が、「出席部員」欄には聞き取りを行った調査部会の部員の氏名が、「調査対象者」欄には聞き取りの対象となった生徒の氏名が、「記録」欄には聞き取りの記録者である実施機関の職員の氏名が、「聞き取り内容記録」欄には聴取内容が、それぞれ記載されていることが確認された。

本件非開示情報7のうち、調査対象者及び聴取内容に関する情報については、実施機関が説明するとおり、開示することにより、聞き取り対象者が率直な意見の表明を躊躇し、当たり障りのない発言をするようになることにより、正確な実態把握が困難となり、調査部会の事実関係の調査に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

一方、表題、日時、場所、出席部員及び記録者の情報については、本件聞き取り調査の予定表に当たる本件対象保有個人情報76において、実施日及び時間帯に係る部分を開示する決定を行っていることを踏まえると、開示したとしても、前記のような支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例16条6号に該当しない。

次に、表題、日時、場所、出席部員及び記録者の情報についての同条2号該当性について検討する。

審査会が見分したところ、表題、日時及び場所の情報は、開示請求者以外の個人に関する情報ではなく、その内容及び性質から、これを開示したとしても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるため、条例16条2号に該当しない。

一方、出席部員及び記録者の情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別できるものであることから、条例16条2号本文に該当するものと認められる。

そこで、出席部員及び記録者の情報の同号ただし書の該当性について検討する。

出席部員の情報については、調査部会の部員名簿が公表されていることから、

法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められる。

また、記録者の情報についても、本件聞き取り調査に係る記録は、実施機関の職員が行っているところ、当該職員の氏名は、記録者としての職務遂行に係る情報に該当し、また、公務員の氏名は、東京都職員名簿により公にされている情報であることから、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められる。

したがって、出席部員及び記録者の情報は、条例16条2号ただし書イに該当する。

以上のことから、本件非開示情報7のうち、表題、日時及び場所の情報は条例16条2号に該当せず、出席部員及び記録者の情報は条例16条2号ただし書イに該当し、それぞれ開示すべきである。

(カ) 本件非開示情報8について

審査会が見分したところ、本件非開示情報8は、生徒等の氏名、学年、クラス、部活動名等に関する情報であることが確認された。

これらの情報を開示することにより、自身に係る情報が記載されている特定の個人が、当該情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、不快感や誤解を抱き、その結果、実施機関及び調査部会との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなるなど、重大事態の対処に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報8は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報9及び12について

審査会が見分したところ、本件非開示情報9及び12は、生徒等の氏名、学年、クラス、部活動名及び生徒の筆跡等に関する情報であることが確認された。

これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であることから、条例16条2号本文に該当するものと認められ、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報9及び12は、条例16条2号に該当し、本件非開示情報9についての同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ク) 本件非開示情報10、13、18及び20について

審査会が見分したところ、本件非開示情報10、13、18及び20は、本件重大事態に係る実施機関職員及び教員の所見及び報告内容に関する情報であることが確認された。

これらの情報を開示することにより、実施機関職員及び教員が、率直な評価や判断に基づく報告を躊躇し、当たり障りのない記載をするようになることで、正確な実態把握が困難になり、重大事態の対処に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報10、13、18及び20は、条例16条6号に該当し、本件非開示情報13についての同条2号該当性、本件非開示情報18についての同条4号該当性及び本件非開示情報20についての同条5号該当性をそれぞれ判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ケ) 本件非開示情報14について

審査会が見分したところ、本件非開示情報14は、本件重大事態に係る他の行政機関の捜査に関する情報であることが確認された。

当該情報を開示することにより、当該機関の事務の過程が明らかになり、当該機関に対し干渉や働きかけ等が行われ、当該機関の事務の遂行に支障を生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報14は条例16条6号に該当し、同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(コ) 本件非開示情報15について

審査会が見分したところ、本件非開示情報15は、臨時保護者会の出席人数を学年及びクラス別にまとめた表中の出席人数が記載されている部分であることが確認された。

実施機関は、本件非開示情報15は、開示請求者以外の特定の個人を識別するこ

とはできないが、保護者会に出席した事実を開示することにより、出席者の権利利益を害するおそれがあると主張する。

この点について検討すると、実施機関が認めているように、本件非開示情報15は、その内容及び性質から、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報とは認められない。

実施機関は、保護者会に出席した事実を開示すると、出席者の権利利益を害するおそれがある旨主張するが、本件学校に在籍する生徒の保護者であれば、保護者会に出席する行為は何ら特別なことではなく、社会通念に照らして、出席すること自体が保護者に何らかの評価や印象を与えるものであるとは言えず、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、本件非開示情報15は条例16条2号に該当せず、開示すべきである。

(サ) 本件非開示情報16について

審査会が見分したところ、本件非開示情報16が記録されている公文書は、本件学校が実施した生徒に対する本件アンケート調査の追加聞き取り調査（以下「本件追加聞き取り調査」という。）において、聞き取り対象者別に聴取内容を記録した個票（以下「本件個票」という。）であり、本件非開示情報16は、本件個票のうち、学籍番号、氏名、部活動名、整理番号、「アンケート回答内容」欄の一部、「アンケートの補足・追加」欄、「〇〇に対するいじめにつながる情報の有無」欄及び「本人の今の体調・心情等」欄に記録されている情報であることが確認された。

本件非開示情報16は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号本文に該当するものと認められ、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

一方、審査請求人は、意見書において、本件追加聞き取り調査に関する情報について、個人名を除いて開示すべき旨述べていることから、審査会は、本件非開示情報16から、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報である学籍番号、氏名、部活動名、整理番号及び「本人の今の体調・心情等」欄の情報を除いた、

「アンケート回答内容」欄、「アンケートの補足・追加」欄及び「〇〇に対するいじめにつながる情報の有無」欄の各欄に記録されている情報（以下「本件聞き取り内容に係る情報」という。）について、条例17条2項に基づく一部開示の可否を検討する。

審査会が見分したところ、本件聞き取り内容に係る情報は、特定の個人を識別できる情報であるとは言えず、また、当該情報の内容及び性質から、これを開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる。

次に、本件聞き取り内容に係る情報の条例16条6号該当性について検討する。

実施機関は、本件聞き取り内容に係る情報を含む本件非開示情報16について、開示することにより、対策委員会及び調査部会における検討過程が明らかになり、対策委員会及び調査部会に対し干渉や働きかけが行われ、公正な判断が困難になるおそれがある旨主張するが、本件追加聞き取り調査の実施の事実自体は本件一部開示決定に伴い行われた情報開示により既に審査請求人が知っていること及び記載されている情報の内容を踏まえると、本件聞き取り内容を開示することによる対策委員会及び調査部会の会議運営における支障は認められない。

また、実施機関は、開示することが前提となると、被聴取者が率直な意見の表明を躊躇し、正確な実態把握が困難になるおそれがある旨主張するが、本件聞き取り内容に係る情報は、特定の個人が識別できない情報であること及びその内容を踏まえると、開示したとしても、実施機関の主張するような支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、本件聞き取り内容に係る情報は、条例16条6号に該当しない。

以上のことから、本件非開示情報16のうち、本件聞き取り内容に係る情報は、条例17条2項に基づき開示すべきであるが、その余の部分は非開示が妥当である。

(シ) 本件非開示情報17について

審査会が見分したところ、本件非開示情報17は、調査部会が実施した教員及びスクールカウンセラーに対する本件重大事態に係る聞き取り調査の聴取内容に関する情報であることが確認された。

当該情報を開示することにより、聞き取り対象者が率直な意見の表明を躊躇し、

当たり障りのない発言をするようになることで、正確な実態把握が困難となり、調査部会の調査に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報17は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ス) 本件非開示情報19について

審査会が見分したところ、本件非開示情報19は、実施機関職員が電子メールで送信した本件重大事態に係る添付文書を閲覧する際のパスワードに係る情報であることが確認された。

電子メールにおける添付文書のパスワードは、当該添付文書を送受信する特定の当事者に限って、当該添付文書に係る情報を取り扱うために設定され、当事者以外の者から情報を保護するためのものであり、当該情報を開示することにより、当該添付文書に係る情報について、当事者以外の者からのアクセスを誘発し、重大事態の対処に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報19は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

カ 本件請求個人情報の不存在の妥当性について

(ア) 本件請求個人情報1について

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(以下「本件調査」という。)は、文部科学省が国公私立小・中・高等学校等及び都道府県・指定都市・市町村教育委員会を対象に毎年度実施している調査であり、前年度に発生した児童生徒の暴力行為やいじめ等の件数等を調査するものである。本件調査の調査項目に、法28条に規定する重大事態の発生件数等を回答する項目がある。

実施機関によると、本件重大事態が本件調査の回答対象となるのは、本件重大事態が発生した日が属する年度の次年度の調査であるところ、本件開示請求は本件重大事態が発生した日が属する年度内に行われたため、開示請求日時点において、本件請求個人情報1は作成及び取得していないとのことである。

上記実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、本件請求個人情報1を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

(イ) 本件請求個人情報2について

実施機関によると、児童生徒が自殺した場合には、平成27年4月24日付けで文部科学省初等中等教育局児童生徒課が発出している事務連絡『『児童生徒の事件等報告書』による重大事件等の報告について』により、各都道府県・指定都市教育委員会から文部科学省宛てに事案の発生を報告することとされているとのことである。

本件重大事態については、実施機関から文部科学省宛てに電話により報告を行ったとのことであり、文部科学省と文書でやり取りをした事実はなく、文部科学省との電話によるやり取りの内容を記録した文書については、開示請求日時点において作成及び保有していないとのことである。

この点について実施機関に確認したところ、上記電話による報告に関して記録した文書を現に保有しているが、これは本件重大事態の直後に実施機関が文部科学省に対して行った本件重大事態に係る報告について、後日当該報告内容等を文部科学省に問い合わせた際に作成したものであり、本件開示請求があった時点においては保有していなかったとのことである。

審査会が当該文書を確認したところ、本件開示請求があった日から相当期間経過後に作成されたものであることが確認され、併せて当該報告の手段として電話が用いられていたことが確認された。

以上のことを踏まえると、本件請求個人情報2は開示請求日時点において作成及び保有していないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、本件請求個人情報2を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

(ウ) 本件請求個人情報3について

実施機関の説明によると、本件学校が所持している本件生徒の写真及び映像は、既に開示請求者に提供しており、本件開示請求日時点において、本件生徒の写真及び映像は保有しておらず、存在しないとのことである。

この点について実施機関に確認したところ、上記写真及び映像は、本件生徒が所属していた部活動の顧問が保有していたものとのことであり、その他の記録は保有していないとのことであった。

以上のことを踏まえると、本件請求個人情報3は存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、本件請求個人情報3を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は審査請求書及び意見書においてその他種々主張しているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも

別表1 本件開示請求

平成〇年〇月東京都立〇〇高等学校(以下「学校」という。)入学の〇〇に関する以下の文書(写真及び映像を含む。)	
1	〇〇が平成〇年〇月〇日に自殺した件(以下「本件事故」という。)に関する事故報告書、調査報告書及びこれに類する書面
2	学校が作成した職員会議録、学年会議録、各種委員会会議録その他本件事故に関する会議録及びこれに類する一切の書面並びに同会議等に提出された書面
3	本件事故に関し作成された生徒若しくは生徒の保護者又は教諭からの供述書、供述録取書、聴取書及びこれらに類する書面
4	本件事故に関し、あるいは本件事故に起因して生徒若しくは生徒の保護者又は教諭に対して行われたアンケート等対象者の意見や気持ちを記載させる行為について、学校側が作成した書面及びこれに対する対象者の回答
5	スクールカウンセラーによる〇〇との面接の記録
6	〇〇の保健室の記録
7	〇〇が学校に入学後に実施された「生活意識調査」「いじめ発見のチェックシート」その他の定期的ないじめに関係するアンケート用紙又は調査用紙並びにその回答
8	本件事故後開催された保護者会又は保護者に対する説明会の議事録及び同会において配布された一切の資料
9	本件事故後の調査に関する計画書又は工程表その他これに類する書面
10	上記調査にあたり作成されたその他の書面
11	〇〇と学校又は東京都教育委員会との交渉記録一切
12	本件事故に関し学校が東京都教育委員会に提出した一切の書面
13	東京都教育委員会が作成した本件事故に関する報告書及びこれに類する一切の書面
14	東京都教育委員会が作成した本件事故に関する会議録及びこれに関する一切の書面並びに同会議等に提出された書面
15	本件事故に関し、学校、東京都教育委員会の間でなされたやり取りに係る文書(メール文書を含む。)
16	〇〇の指導要録
17	〇〇の成績表(通知票)
18	〇〇の学習指導又は生活指導に関する文書
19	本件事故に関し、あるいは本件事故に起因して学校の担任、校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、学年主任及び養護教諭等が作成した指導記録(週案)及び同補助簿又はこれに関する文書(週毎の指導予定及び指導結果を記載した文書)
20	本件事故当時の学校の〇〇の担任が平成〇年〇月から平成〇年〇月〇日までに作成した日誌及び〇〇の学級内で生徒が記入した日誌並びにこれに類する書面
21	本件事故に関し、東京都教育委員会が作成し文部科学省宛に提出した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に関する書面その他文部科学省宛に提出した書面
22	本件事故に関する東京都教育委員会と文部科学省とのやり取りに係る文書(メール文書を含む。)
23	その他本件事故に関し作成された一切の書面
24	〇〇が被写体に含まれている写真及び映像

別表2 本件非開示決定における本件対象保有個人情報及び非開示理由

主務課	本件対象保有個人情報	非開示条項及び非開示理由
指導部 管理課	1 いじめ問題対策委員会 会までの進行計画 (○月○日現在)	<p>本件対象保有個人情報は、指導部から教育長への、対策委員会開催までのスケジュール報告に係る資料である。 本資料には、対策委員会開催までの詳細なスケジュールが記載されている。</p> <p>これは教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、事務の過程が明らかになり、今後同種の案件が発生した場合に、関係者が事務の過程を推察し、教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	2 別添6 ○月○日 (○)実施のアンケート 結果(全校生徒分)	<p>本件対象保有個人情報は、対策委員会及び調査部会にて配布された、本件学校の生徒へのアンケート結果を記録した資料である。 本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には、対策委員会・調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>この内容を開示することとなると、関係者等が対応の方向性を推察し、対策委員会等への干渉、働きかけ等が行われ、対策委員会等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	3 別添10 教員からの 聴き取り内容	<p>本件対象保有個人情報は、対策委員会及び調査部会にて配布された、本件学校の教員の聞き取り結果を記録した資料である。 本資料には、対策委員会・調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>この内容を開示することとなると、関係者等が対応の方向性を推察し、対策委員会等への干渉、働きかけ等が行われ、対策委員会等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件は教員への聞き取り内容を記録したものであり、開示することとなると、率直な意見の表明を躊躇し、形骸化した当たり障りのない発言をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難となり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	4 第○回 部員作成資 料	<p>本件対象保有個人情報は、平成○年○月○日に開催された第○回調査部会にて部員に配布された、調査部会が教育庁、本件学校に対して行った資料の提供依頼に係る資料である。 本資料には調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等から調査部会への干渉、働きかけ等を受け、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	5 第○回 部員作成資 料	<p>本件対象保有個人情報は、平成○年○月○日に開催された第○回調査部会にて部員に配布された、本件学校の生徒に聞き取り調査を行う際の説明及び質問事項に係る資料である。 本資料には調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなる</p>

		と、関係者等から調査部会への干渉、働きかけ等を受け、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
6	協力依頼への回答状況	本件対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会にて部員に配布された、本件学校の生徒に対する聞き取り調査に向けて行われた事前調査の回答をまとめた資料である。 本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。 調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等から調査部会への干渉、働きかけ等を受け、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
7	第〇回 部員作成資料2	本件対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会にて部員に配布された、本件学校の生徒に対する聞き取り調査を行う際の聞き取り内容に係る資料である。 本資料には調査部会の検討過程が記載されている。 調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等から調査部会への干渉、働きかけ等を受け、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
8	伏字の内容	本件対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会にて部員に配布された、アンケートにおける伏字の内容が記載された資料である。 本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。 調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等から調査部会への干渉、働きかけ等を受け、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。さらに、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。加えて、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
9	第〇回 部員作成資料1	本件対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会にて部員に配布された、本件生徒に関する出来事とSNSに書き込んだ内容を時系列にまとめた資料である。
10	第〇回 部員作成資料2	本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。

		これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。 調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等から調査部会への干渉、働きかけ等を受け、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
	11 第〇回 部員作成資料3	本件対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会にて部員に配布された、本件生徒の部活動への参加状況に係る資料である。 本資料には調査部会の検討過程が記載されている。 調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等から調査部会への干渉、働きかけ等を受け、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
	12 東京都教育委員会 いじめ問題対策委員会調査部会による聞き取り調査記録	本件対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会にて部員に配布された、本件学校の生徒への聞き取り結果を記録した資料である。 本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。 調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することとなると、率直な意見の表明を躊躇し、形骸化した当たり障りのない発言をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難となり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
東京都立〇〇高等学校	13 別添6 〇月〇日 (○)実施のアンケート結果(全校生徒分)	本件対象保有個人情報は、本件学校が東京都教育委員会に提出した本件重大事態に関する調査結果についての報告書(法30条で報告が義務付けられている。)に添付した資料であり、全校生徒対象に平成〇年〇月〇日に実施した「本校生徒に関するアンケート」に各生徒が回答した回答用紙である。 本資料は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
	14 別添10 教員からの聞き取り内容	本件対象保有個人情報は、本件学校が東京都教育委員会に提出した本件重大事態に関する調査結果についての報告書(法30条で報告が義務付けられている。)に添付した本件学校教職員に実施した聞き取り結果である。 本資料は、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがある。 また、開示することが前提となると、今後の聞き取り等において回答対象者が率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等

			の学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
--	--	--	--

別表3 本件一部開示決定における本件対象保有個人情報及び非開示理由

主務課	本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	
指導部 管理課	15	事故発生等連絡票(第1報)(高等学校)	生徒名、学年、クラス	<p>本件対象保有個人情報は、東京都〇〇学校経営支援センターから指導部への、本件重大事態発生時の報告(第1報)に係る資料である。</p> <p>本資料には、本件重大事態発生時に対応した生徒の氏名、学年、クラスが記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、対応した生徒の識別が可能になり、対応した生徒の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p>
	16	事故発生等連絡票(第2報)(高等学校)	(1) 生徒名、学年、クラス、部活動、担任教諭に関する記述 (2) 「【第二報】」5点目	<p>本件対象保有個人情報は、東京都〇〇学校経営支援センターから指導部への、本件重大事態発生時の報告(第2報)に係る資料である。</p> <p>(1) 本資料には、本件重大事態発生時に対応した生徒の氏名、学年、クラス、部活動名が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、対応した生徒の識別が可能になり、対応した生徒の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>また、本資料には、担任教諭の居住地に関する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、担任教諭の個人情報が明らかになることとなり、担任教諭の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>さらに、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(2) 本資料には、開示請求者以外の生徒の様子に関する職員の所見が記載されている。</p> <p>本情報は生徒に関する評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	17	事故発生等連絡票(第3報)(高等学校)	(1) 生徒名、学年、クラス、部活動、担任教諭に関する記述 (2) 「【第二報】」5点目	<p>本件対象保有個人情報は、東京都〇〇学校経営支援センターから指導部への、本件重大事態発生時の報告(第3報)に係る資料である。</p> <p>(1) 本資料には、本件重大事態発生時に対応した生徒の氏名、学年、クラス、部活動名が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、対応した生徒の識別が可能になり、対応した生徒の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>また、本資料には、担任教諭の居住地に関する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、担任教諭の個人情報が明らかになることとなり、担任教諭の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(2) 本資料には、開示請求者以外の生徒の様子に関する職員の所見が記載されている。</p> <p>本情報は生徒に関する評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化し</p>

				た当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
18	〇〇高等学校生徒の人身事故について(第3報)	生徒名、学年、クラス、部活動		本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、本件重大事態発生についての報告(第3報)に係る資料である。 本資料には、本件重大事態発生時に対応した生徒の氏名、学年、クラス、部活動名等が記載されている。 これを開示することとなると、対応した生徒の識別が可能になり、対応した生徒の権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。
19	〇〇高等学校生徒の人身事故について(第4報)	生徒名、学年、クラス、部活動		本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、本件重大事態発生についての報告(第4報)に係る資料である。 本資料には、本件重大事態発生時に対応した生徒の氏名、学年、クラス、部活動名等が記載されている。 これを開示することとなると、対応した生徒の識別が可能になり、対応した生徒の権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。
20	〇〇高等学校の人身事故について(第1報)～いじめの訴え～	(1)生徒名、学年、クラス、部活動、「他の生徒への影響」 (2)「〇〇が自殺してからこれまでの学校の対応等」		本件対象保有個人情報は、指導部から教育長への、本件重大事態に関するいじめの訴えについての報告(第1報)に係る資料である。 (1)本資料には、本件重大事態発生時に対応した生徒の氏名、学年、クラス、部活動名及び本件重大事態に伴う他の生徒への影響が記載されている。 本情報を開示することとなると、生徒の識別が可能になり、生徒の権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。 (2)本資料には、本件生徒の家庭環境に関する職員の所見が記載されており、評価、判断に係るものである。 これを開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
21	〇〇高等学校の人身事故について(第2報)～いじめの訴え～	(1)生徒名、学年、クラス、部活動、「他の生徒への影響」 (2)「〇〇が自殺してからこれまでの学校の対応等」、「〇〇からの要望」 (3)「校長、副校長、担任、〇〇とで打合せ」中の「その他」 (4)「レクでの指示」		本件対象保有個人情報は、指導部から教育長への、本件重大事態に関するいじめの訴えについての報告(第2報)に係る資料である。 (1)本資料には、本件重大事態発生時に対応した生徒の氏名、学年、クラス、部活動名及び本件重大事態に伴う他の生徒等への影響が記載されている。 本情報を開示することとなると、個別の生徒等の識別が可能になり、個別の生徒等の権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。

				<p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(2)本資料には、本件生徒の家庭環境等に関する職員の所見が記載されており、評価、判断に係るものである。</p> <p>これを開示することになると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(3)本資料には、本件重大事態に関する本件生徒の保護者の動向に対する特定の個人の意向が記載されている。</p> <p>本情報を開示することになると、他の情報と組み合わせることによって特定の個人の識別が可能になり、個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(4)本資料には、本件重大事態に関しての特定の個人と職員とのやり取りが記載されている。</p> <p>本情報を開示することになると、特定の個人の識別が可能になり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>さらに、本資料には、本件重大事態に関する教育長からの指示とその後の対応が記載されている。</p> <p>本情報を開示することになると、教育庁内部における同種の案件に関する検討・判断等の事務の過程が明らかになり、今後同種の案件が発生した場合に、関係者が事務の過程を推察し、関係部署への働きかけ等を行うことで、検討・判断等に影響を及ぼし、ひいては当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
22	都立〇〇高等学校生徒の自殺に関する東京都教育委員会いじめ問題対策委員会による調査計画(案)	2枚目全て		<p>本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、本件重大事態に関する調査計画案の説明に係る資料である。</p> <p>本資料には、調査の詳細なスケジュールの案が記載されている。</p> <p>これは教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することになると、事務の過程が明らかになり、今後同種の案件が発生した場合に、関係者が事務の過程を推察し、教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
23	〇〇高校生徒の自殺の件(学校と保護者の打合せ)	「午後〇時〇分から午後〇時〇分話し合い」中の「①」のうち2、3点目		<p>本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、本件重大事態に関する本件学校と本件生徒の家族との打合せの結果報告に係る資料である。</p> <p>本資料には、職員の所見が記載されており、評価、判断に係るものである。</p> <p>これを開示することになると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、教育長に状況が正しく伝わらず、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
24	〇〇高等学校への対応について	(1)「2(2)」 (2)「2(7)」 (3)「2(8)」		<p>本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、本件重大事態に関する対応の方向性の報告に係る資料である。</p> <p>(1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p>

			<p>また、本資料には、本件重大事態に関する特定の個人への対応の方向性が記載されている。</p> <p>これは教育庁における本件重大事態に係る検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、関係者が対応の方向性を推察し、教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2)本資料には、本件重大事態に関する特定の個人への対応の必要性が記載されている。</p> <p>これは報告者の所見であり、判断・評価に当たるものである。</p> <p>これを開示することとなると、報告者が特定の個人からの苦情等が生じることを危惧し、率直な報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(3)本資料には、本件重大事態に関する特定の事務への対応の想定内容が記載されている。</p> <p>これは教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、本件及び今後同種の事案が発生した場合の判断の過程が明らかになる。それにより関係者が特定の事務への対応の方向性を推察し、教育庁や対策委員会、実施機関等への干渉、働きかけ等を行うことにより、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがある。その結果、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
25	〇〇高等学校の自殺の件(学校と保護者の打合せ)	(1)「3」中の「午後〇時〇分から午後〇時〇分」、「5」二つ目の〇 (2)「3③」	<p>本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、本件重大事態に関する本件学校と本件生徒の家族との打合せの結果報告に係る資料である。</p> <p>(1)本資料には、打合せにおける保護者の様子及び対応に関する職員の所見が記載されており、評価、判断に係るものである。</p> <p>これを開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p>
26	〇〇高校に係る対応について	(1)「〇〇高校にかかる対応について」中の「2(3)」 (2)「〇〇高校にかかる対応について」中の「3」、「〇〇高校における教育相談センター専門員と生徒との面接(〇月〇日)等について」中の「2(3)」対象者、学年、クラス、氏名 (3)「〇〇高校における教育相談センター専門員と生徒との面接(〇月〇日)等について」中の「2(4)」	<p>本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、本件重大事態に関する対応状況の報告に係る資料である。</p> <p>(1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には、本件学校の〇年生生徒と心理職職員との面談の実施状況が記載されている。</p> <p>これは教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2)本資料には、開示請求者以外の特定の個人の動向及び本件学校における東京都教育相談センター専門員との面接対象者の学年、クラス、番号、氏名が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p>

			<p>(3)本資料には、面接の対象となった生徒に関する個人別の情報が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には、面接の結果を踏まえた今後の対応の方向性が記載されている。</p> <p>これは、教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することになると、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
27	〇〇高校〇〇の保護者に係る対応について	氏名	<p>本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、本件生徒の保護者への対応状況の報告に係る資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p>
28	〇〇高等学校保護者との電話対応等の記録	「【〇〇からの報告内容及び校長の意向】」二つ目の〇	<p>本件対象保有個人情報は、指導部から教育長への、指導部職員と本件生徒の保護者との電話対応等の状況報告に係る資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には、指導部職員からの報告内容に係る対応についての本件学校校長の所見が記載されている。これは報告のあった状況に関する評価、判断に係るもので、開示することになると、校長が報告内容の関係者等からの苦情等が生じることを危惧し、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
29	〇〇高校関係対応メモ	氏名	<p>本件対象保有個人情報は、指導部内における、本件生徒の保護者等への対応状況の報告に係る資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p>
30	都立〇〇高等学校生徒の自殺に関する東京都教育委員会いじめ問題対策委員会による調査計画(案)	3枚目全て	<p>本件対象保有個人情報は、指導部内における、本件重大事態に関する調査計画案の説明に係る資料である。</p> <p>本資料には、調査の詳細なスケジュールの案が記載されている。</p> <p>これは教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することになると、事務の過程が明らかになり、今後同種の案件が発生した場合に、関係者が事務の過程を推察し、教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>

	31	都立〇〇高等学校生徒の自殺に関する東京都教育委員会いじめ問題対策委員会による調査について	(1)「3(1)(2)」 (2)「3 今後のスケジュール(案)」の内容、「4」の表	<p>本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、本件重大事態に関する対策委員会による調査の実施に関する報告に係る資料である。</p> <p>(1)本資料には、対策委員会の委員被推薦者のうち2名への対応の経過が記載されている。</p> <p>これは個人に関する情報であって、開示することにより、他の情報と照合することで開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には、被推薦者の意向に関する報告者の所見が記載されている。</p> <p>これは判断・評価に関する情報であって、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2)本資料には、対策委員会の開催に向けたスケジュールの案が記載されている。</p> <p>これは教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、事務の過程が明らかになり、今後同種の案件が発生した場合に、関係者が事務の過程を推察し、教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	32	都立〇〇高等学校生徒保護者との面談記録	氏名	<p>本件対象保有個人情報は、指導部内における、本件生徒の保護者等への対応状況の報告に係る資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p>
	33	「東京都いじめ防止対策推進条例」第11条第4項に規定する調査の実施について	<p>(1)氏名、部活動</p> <p>(2)「『東京都いじめ防止対策推進条例』第11条第4項に規定する調査の実施について」中の5の内容</p> <p>(3)「都立〇〇高等学校 〇〇に関する情報」中の「3」の全て、「〇〇が学校の調査内容に納得していない点」中の1、6及び7の「学校からの説明に対する〇〇の見解」</p> <p>(4)「都立〇〇高等学校 〇〇に関する情報」中の4のうち3の右上部</p> <p>(5)「〇〇が学校の調査内容に納得していない点」中の6及び7の一部</p>	<p>本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日の教育委員会懇談における、指導部から東京都教育委員会への、東京都いじめ防止対策推進条例11条4項の規定に基づく本件重大事態についての調査実施の報告に係る資料である。</p> <p>(1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人の氏名及び部活動名が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(2)本資料には、今後の調査スケジュールの案が記載されている。</p> <p>これは教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、事務の過程が明らかになり、今後同種の案件が発生した場合に、関係者が事務の過程を推察し、教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(3)本資料には、開示請求者以外の特定の個人に関する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p>

				<p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には、本件生徒の友人関係及び本件学校の説明に対する本件生徒の保護者の見解に係る報告者の所見が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(4)本資料には、本件生徒のTwitterへの書き込み内容に関する報告者の所見が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(5)本資料には、開示請求者以外の特定の個人に関する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には、本件重大事態に関する特定の個人への聞き取りに係る情報が記載されている。</p> <p>これは教育庁における本件重大事態に係る検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、関係者が対応の方向性を推察し、教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
34	都立〇〇高等学校生徒の自殺とその後の対応について	「4 今後の予定」		<p>本件対象保有個人情報、教育長から知事への、本件重大事態に関する報告に係る資料である。</p> <p>本資料には、今後の調査スケジュールの案が記載されている。</p> <p>これは教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、事務の過程が明らかになり、今後同種の案件が発生した場合に、関係者が事務の過程を推察し、教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
35	平成〇年〇月〇日付〇〇〇第〇〇号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について(報告)」	(1)「2(5)イ」、「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」 (2)「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」四つ目の〇		<p>本件対象保有個人情報は、本件学校から教育庁への、法30条1項の規定に基づく重大事態の発生に係る報告の資料である。</p> <p>(1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(2)本資料には、本件重大事態に関する職員の所見が記載されている。</p> <p>これは、評価、判断に係るもので、開示することとなると、職員が関係者等からの苦情等が生じることを危惧し、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、教育庁に状況が正しく伝わらず、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
36	いじめ防止推進法の規定による重大事態の発生について(報告)	(1)「2(5)イ」、「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」 (2)「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」四つ目の〇		<p>本件対象保有個人情報は、教育長から知事への、法30条1項の規定に基づく重大事態の発生に係る報告の資料である。</p> <p>(1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p>

			<p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(2)本資料には、本件重大事態に関する職員の所見が記載されている。</p> <p>これは、評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p>
37	都立〇〇高等学校生徒の自殺とその後の対応について	「東京都教育委員会の対応」のうち、予定の部分	<p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>本件対象保有個人情報、指導部内における、本件重大事態に関する対応状況の報告に係る資料である。</p> <p>本資料には、本件重大事態に係る今後の対応予定の案が記載されている。</p> <p>これは教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、事務の過程が明らかになり、今後同種の案件が発生した場合に、関係者が事務の過程を推察し、教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
38	平成〇年〇月〇日付〇〇〇第〇〇号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査結果について(報告)」	<p>(1)「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「学校の対応」</p> <p>(2)「4(1)⑥」二段落目</p> <p>(3)「4(3)」</p> <p>(4)「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「当該生徒の保護者等」、「4(4)」の記者の所属・氏名、「4(5)」中の「別添3」のタイトル</p> <p>(5)「5(1)」の三段落目及び「6」の三段落目</p>	<p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>さらに、本資料には、本件重大事態に関する特定の個人への対応の状況が記載されている。</p> <p>これは教育庁における本件重大事態に係る検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、関係者が対応の方向性を推察し、教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2)本資料には、本件生徒の面談における様子についての担任の所見が記載されている。</p> <p>これは評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(3)本資料には、関係機関と学校との連携状況が記載されており、この内容は捜査に係る情報でもある。</p> <p>これを開示することとなると、当該関係機関の事務の過程が明らかになり、今後同種の事案が発生した際に、関係者が対応の方向性を推察し、干渉、働きかけ等を行うことで、当該機関における捜査等事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条4号及び6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(4)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p>

				<p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(5)本資料には、本件重大事態に係る報告、説明の際の本件生徒の保護者の様子に係る報告者の所見が記載されている。これは評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
39	いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査の実施について(依頼)		<p>(1)「3(4)」中の「○月○日」及び「○月○日」のうち「学校の対応」</p> <p>(2)「4(1)⑥」二段落目</p> <p>(3)「4(3)」</p> <p>(4)「3(4)」中の「○月○日」及び「○月○日」のうち「当該生徒の保護者等」、「4(4)」の記者の所属・氏名、「4(5)」中の「別添3」のタイトル</p> <p>(5)「5(1)」の三段落目及び「6」の三段落目</p>	<p>本件対象保有個人情報、教育庁から対策委員会への、法28条1項及び東京都いじめ防止対策推進条例11条4項の規定に基づく調査依頼に係る資料である。</p> <p>(1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>さらに、本資料には、本件重大事態に関する特定の個人への対応の状況が記載されている。</p> <p>これは教育庁における本件重大事態に係る検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、関係者が対応の方向性を推察し、教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2)本資料には、本件生徒の面談における様子についての担任の所見が記載されている。</p> <p>これは評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(3)本資料には、関係機関と学校との連携状況が記載されており、この内容は捜査に係る情報でもある。</p> <p>これを開示することとなると、当該関係機関の事務の過程が明らかになり、今後同種の事案が発生した際に、関係者が対応の方向性を推察し、干渉、働きかけ等を行うことで、当該機関における捜査等事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条4号及び6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(4)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(5)本資料には、本件重大事態に係る報告、説明の際の本件生徒の保護者の様子に係る報告者の所見が記載されている。これは評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りの</p>

				ない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
40	都立〇〇高等学校 臨時保護者会記録	クラス別参加数		本件対象保有個人情報、指導部内における、本件学校の臨時保護者会の結果報告に係る資料である。 本資料には、保護者会のクラス別の参加者数が記載されている。 保護者会に参加したという事実は個人に関する情報であって、開示されることにより、個人の識別には至らないが、参加者の権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。
41	いじめ問題対策委員会に係る都立高校臨時保護者会から遺族記者会見までの経過	「(〇月〇日会見用 質疑・想定)」の内容		本件対象保有個人情報は、教育庁から知事への、本件重大事態に係る経過及び報道機関対応の報告資料である。 本資料には、本件重大事態に係る知事記者会見における質疑内容の想定問答が記載されている。 これは教育庁における本件重大事態の報道対応に係る検討・協議に関する情報であって、開示することになると、今後同種の案件が発生した場合に、関係者が報道対応の方向性を推察し、教育庁や対策委員会、報道機関等への干渉、働きかけ等を行うことで、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
42	「東京都いじめ防止対策推進条例」第11条第4項に規定する重大事態の調査について	(1)「別紙2」「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」四つ目の〇、「別紙3」「4(1)⑥」二段落目 (2)「別紙2」「2(5)イ」、「別紙2」「4」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「学校の対応」、「別紙3」「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「当該生徒の保護者等」、「別紙3」「4(4)」の記者の所属・氏名、「別紙3」「4(5)」中の「別添3」のタイトル (3)「別紙3」「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「学校の対応」 (4)「別紙3」「4(3)」 (5)「別紙3」「5(1)」の三段落目及び「6」の三段落目		本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日の教育委員会懇談における、指導部から東京都教育委員会への、東京都いじめ防止対策推進条例11条4項の規定に基づく本件重大事態についての調査実施の報告に係る資料である。 (1)本資料には、本件重大事態に係る報告者の所見、本件生徒の面談における様子についての担任の所見が記載されている。 これらはいずれも評価、判断に係るもので、開示することになると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。 (2)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することになると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。 (3)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することになると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 さらに、本資料には、本件重大事態に関する特定の個人への対応の状況が記載されている。 これは教育庁における本件重大事態に係る検討・協議に関する情報であって、開示することになると、関係者が、中立性を前提に検討すべき立場にある教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことが推察され、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。 (4)本資料には、関係機関と学校との連携状況が記載されており、この内容は捜査に係る情報でもある。

				<p>これを開示することとなると、当該関係機関の事務の過程が明らかになり、今後同種の事案が発生した際に、関係者が対応の方向性を推察し、干渉、働きかけ等を行うことで、当該機関における捜査等事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条4号及び6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(5)本資料には、本件重大事態に係る報告、説明の際の本件生徒の保護者の様子に係る報告者の所見が記載されている。これは評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
43	都立〇〇高等学校いじめの重大事態に係る調査の進捗状況等について(1)	「1(3)」中の「イ」及び「ウ」の内容、右側全て		<p>本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、東京都いじめ防止対策推進条例11条4項の規定に基づく本件重大事態に係る調査の進捗状況の報告資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人に関する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、当該資料に含まれる記述と他の情報とを照合することにより、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等が対応の方向性を推察し、調査部会等への干渉、働きかけ等を行うことで、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。さらに、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。加えて、これは教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、本件及び今後のいじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
44	都立〇〇高等学校いじめの重大事態に係る調査の進捗状況等について(2)	「1(3)」中の「ア」及び「イ」の内容、左下部、右側全て		<p>本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、東京都いじめ防止対策推進条例11条4項の規定に基づく本件重大事態に係る調査の進捗状況の報告資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の議事内容を開示することとなると、関係者等が対応の方向性を推察し、調査部会等への干渉、働きかけ等を行うことで、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。さらに、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。加えて、これは教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、本件及び今後のいじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
45	都立〇〇高等学校いじめの重大事態に係る調査の進捗状況等について(3)	「1(3)」中の「ア」及び「イ」の内容、左下部、右側全て		<p>本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、東京都いじめ防止対策推進条例11条4項の規定に基づく本件重大事態に係る調査の進捗状況の報告資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の議事内容を開示することとなると、関係者等が対応の方向性を推察し、調査部会等への干渉、働きかけ等を行うことで、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。さらに、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。加えて、これは教育庁における検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、本件及び今後のいじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
46	都立〇〇高等学校いじめの重大事態に係る調査の進捗状況等について(4)	「1(2)」以降全ての記載		<p>本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、東京都いじめ防止対策推進条例11条4項の規定に基づく本件重大事態に係る調査の進捗状況の報告資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示する</p>
47	都立〇〇高等学校いじめの重大事態に係る調査の進捗状況等について(5)	「1(2)」以降全ての記載		<p>本件対象保有個人情報、指導部から教育長への、東京都いじめ防止対策推進条例11条4項の規定に基づく本件重大事態に係る調査の進捗状況の報告資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示する</p>

48	都立〇〇高等学校いじめの重大事態に係る調査の進捗状況等について(6)	「1(2)」以降全ての記載	<p>こととなると、関係者等が対応の方向性を推察し、調査部会等への干渉、働きかけ等を行うことで、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
49	資料4の2 いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について(報告)	(1)「2(5)イ」、「4」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「学校の対応」 (2)「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」四つ目の〇	<p>本件対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回対策委員会にて委員に配布された、本件学校から教育庁への法30条1項の規定に基づく重大事態の発生に係る報告の資料である。</p> <p>(1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(2)本資料には、本件重大事態に関する職員の所見が記載されている。</p> <p>これは、評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、教育庁に状況が正しく伝わらず、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
50	資料4の4 平成〇年〇月〇日付〇〇〇第〇〇号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査結果について(報告)」	(1)「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「学校の対応」 (2)「4(1)⑥」二段落目 (3)「4(3)」 (4)「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「当該生徒の保護者等」、「4(4)」の記者の所属・氏名、「4(5)」中の「別添3」のタイトル (5)「5(1)」の三段落目及び「6」の三段落目	<p>本件対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回対策委員会にて委員に配布された、本件学校から教育庁への、法28条1項の規定に基づく重大事態に関する調査結果の報告に係る資料である。</p> <p>(1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>さらに、本資料には、本件重大事態に関する特定の個人への対応の状況が記載されている。</p> <p>これは教育庁における本件重大事態に係る検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、関係者が、中立性を前提に検討すべき立場にある教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2)本資料には、本件生徒の面談における様子についての担任の所見が記載されている。</p> <p>これは評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(3)本資料には、関係機関と学校との連携状況が記載されており、この内容は捜査に係る情報でもある。</p> <p>これを開示することとなると、当該関係機関の事務の過程が明らかになり、今後同種の事案が発生した際に、関係者が対応の方向性を推察し、干渉、働きかけ等を行うことで、当該機関における捜査等事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条4号及び6号に該当するものとし、非開示とした。</p>

			<p>(4)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(5)本資料には、本件重大事態に係る報告、説明の際の本件生徒の保護者の様子に係る報告者の所見が記載されている。</p> <p>これは評価、判断に係るもので、開示することになると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
51	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会(第○回)記録	タイトル、日時、出席者以外の全て	<p>本件対象保有個人情報、平成○年○月○日に開催された第○回対策委員会の内容を記録した資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には対策委員会の検討過程が記載されている。</p> <p>対策委員会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき対策委員会の検討内容を開示することになると、関係者等が対応の方向性を推察し、対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、対策委員会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、対策委員会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、委員の見解、評価、意見等を開示することになると、対策委員会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
52	第○回 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会事務局説明①本案件の経緯	タイトル、日付を除く全て	<p>本件対象保有個人情報、平成○年○月○日に開催された第○回対策委員会における事務局説明の内容を記録した資料である。</p> <p>本資料には対策委員会の検討過程が記載されている。</p> <p>対策委員会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき対策委員会の検討内容を開示することになると、関係者等が対応の方向性を推察し、対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、対策委員会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、対策委員会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、委員の見解、評価、意見等を開示することになると、対策委員会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
53	第○回 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会事務局説明②専門調査員候補者について	タイトル、日付を除く全て	<p>本件対象保有個人情報、平成○年○月○日に開催された第○回対策委員会における事務局説明の内容を記録した資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には対策委員会の検討過程が記載されている。</p> <p>対策委員会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき対策委員会の検討内容を開示することになると、関係者等が対応の方向性を推察し、対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、対策委員会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、対策委員会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、委員の見解、評価、意見等を開示することになると、対策委員会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処</p>

			事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
54	別添1 原因確認のための調査計画	「No1」の「調査内容」中の記載	本件対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回対策委員会における事務局説明の内容を記録した資料である。 本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。
55	別添7 アンケートの記載内容についての聴き取り内容	シリアル、学年、組・番号、氏名、回答内容	本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回対策委員会にて委員に配布された、本件学校の生徒の聞き取り結果を記録した資料である。 本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。
56	別添8 〇年〇組、〇〇、〇〇からの聴き取り内容	「追加聞き取り用紙」中の「学籍番号」、「氏名」、部活動、「整理番号」、「アンケート回答内容」、「アンケートの補足・追加」、「〇〇に対するいじめにつながる情報の有無」、「本人の今の体調・心情等」の記載内容、「2学期二者面談記録」中のクラス名、「クラス」欄、「番号」欄、「生徒名」欄	本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回対策委員会にて委員に配布された、本件学校の生徒の聞き取り結果を記録した資料である。 本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、本資料には、対策委員会・調査部会の検討過程が記載されている。 この内容を開示することとなると、関係者等が対応の方向性を推察し、対策委員会等への干渉、働きかけ等が行われ、対策委員会等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することとなると、率直な意見の表明を躊躇し、形骸化した当たり障りのない発言をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難となり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
57	別添9 当該生徒保護者が確認要求した(37+5項目)の聴き取り内容	(1)シリアル、学年、組・番号、氏名、部活動、回答内容 (2)「アンケート記述内容」欄及び「保護者(遺族)の指摘内容」欄の氏名、クラス、所属	本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回対策委員会にて委員に配布された、本件学校の生徒の聞き取り結果を記録した資料である。 (1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 (2)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。
58	別添15 Twitterへの書き込み(概要版)	「項目」、欄外の記載	本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回対策委員会にて委員に配布された、本件生徒がTwitterへ書き込みした内容を記録した資料である。 本資料には、本件重大事態に関する職員の所見が記載されている。 これは、評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直

			<p>な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
59	資料4の2 いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について(報告)	<p>(1)「2(5)イ」、「4」中の「○月○日」及び「○月○日」のうち「学校の対応」</p> <p>(2)「4」中の「○月○日」のうち「学校の対応」四つ目の○</p>	<p>本件対象保有個人情報、平成○年○月○日に開催された第○回調査部会にて部員に配布された、本件学校から教育庁への、法30条1項の規定に基づく重大事態の発生に係る報告の資料である。</p> <p>(1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(2)本資料には、本件重大事態に関する職員の所見が記載されている。</p> <p>これは、評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
60	資料4の4 平成○年○月○日付○○○第○○号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査結果について(報告)」	<p>(1)「3(4)」中の「○月○日」及び「○月○日」のうち「学校の対応」</p> <p>(2)「4(1)⑥」二段落目</p> <p>(3)「4(3)」</p> <p>(4)「3(4)」中の「○月○日」及び「○月○日」のうち「当該生徒の保護者等」、「4(4)」の記者の所属・氏名、「4(5)」中の「別添3」のタイトル</p> <p>(5)「5(1)」の三段落目及び「6」の三段落目</p>	<p>本件対象保有個人情報は、平成○年○月○日に開催された第○回調査部会にて部員に配布された、本件学校から教育庁への、法28条1項の規定に基づく重大事態に関する調査結果の報告に係る資料である。</p> <p>(1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>さらに、本資料には、本件重大事態に関する特定の個人への対応の状況が記載されている。</p> <p>これは教育庁における本件重大事態に係る検討・協議に関する情報であって、開示することとなると、関係者が対応の方向性を推察し、教育庁や対策委員会等への干渉、働きかけ等を行うことで、教育庁等における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、公正な判断が困難となり、当該いじめ問題対処事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2)本資料には、本件生徒の面談における様子についての担任の所見が記載されている。</p> <p>これは評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(3)本資料には、関係機関と学校との連携状況が記載されており、この内容は捜査に係る情報でもある。</p> <p>これを開示することとなると、当該関係機関の事務の過程が明らかになり、今後同種の事案が発生した際に、関係者が対応の方向性を推察し、干渉、働きかけ等を行うことで、当該機関における捜査等事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条4号及び6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(4)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能とな</p>

				<p>り、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。 (5)本資料には、本件重大事態に係る報告、説明の際の本件生徒の保護者の様子に係る報告者の所見が記載されている。これは評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
61	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会(第〇回) (記録)	(1)「5」の「(1)」及び「(3)」 (2)「5(2)」の氏名		<p>本件対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会の内容を記録した資料である。 (1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等が対応の方向性を推察し、調査部会への干渉、働きかけ等を行うことで、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。 (2)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名が記載されている。 これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p>
62	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会(第〇回) (記録)	(1)「5」の「(1)」及び「(3)」 (2)「5(2)」の氏名、部活動		<p>本件対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会の内容を記録した資料である。 (1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等が対応の方向性を推察し、調査部会への干渉、働きかけ等を行うことで、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。 (2)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び部活動名が記載されている。 これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p>

			<p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p>
63	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会による聞き取り調査記録1	「5 聞き取り内容記録」の全て	<p>本件対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会にて部員に配布された、本件学校の教員、スクールカウンセラーの聞き取り結果を記録した資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することになると、関係者等が対応の方向性を推察し、調査部会への干渉、働きかけ等を行うことで、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することになると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらに、本件は教員、スクールカウンセラーへの聞き取り内容を記録したものであり、開示することになると、率直な意見の表明を躊躇し、形骸化した当たり障りのない発言をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難となり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
64	学級日誌(平成〇年〇月〇日)	生徒の筆跡	<p>本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会にて部員に配布された、本件生徒のクラスで作成された学級日誌である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p>
65	学級日誌(平成〇年〇月〇日)	生徒の筆跡	
66	学級日誌(平成〇年〇月〇日)	生徒の筆跡	
67	学級日誌(平成〇年〇月〇日)	生徒の筆跡	
68	学級日誌(平成〇年〇月〇日)	生徒の筆跡	
69	学級日誌(平成〇年〇月〇日)	(1) 生徒の筆跡 (2) 「今日の出来事・日直のコメント」	<p>本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会にて部員に配布された、本件生徒のクラスで作成された学級日誌である。</p> <p>(1) 本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2) 本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には、本件重大事態に関する報告者の所見が記載されている。</p> <p>これは評価、判断に係るもので、開示することになると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p>
70	学級日誌(平成〇年〇月〇日)	(1) 生徒の筆跡 (2) 「今日の出来事・日直のコメント」 (3) 「担任より」	<p>本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会にて部員に配布された、本件生徒のクラスで作成された学級日誌である。</p> <p>(1) 本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2) 本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することになると、開示請求者以外の特定の個人</p>

	71	学級日誌(平成○年○月○日)	(1)生徒の筆跡 (2)「今日の出来事・日直のコメント」 (3)「担任より」	<p>の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、本資料には、本件重大事態に関する報告者の所見が記載されている。 これは評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。 (3)本資料には、本件重大事態に関する報告者の所見が記載されている。 これは評価、判断に係るもので、開示することとなると、関係者等からの苦情等が生じることを危惧し、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	72	調査依頼に対する回答	筆跡及び回答内容	<p>本件対象保有個人情報、平成○年○月○日に開催された第○回調査部会にて部員に配布された、本件学校の生徒に対する聞き取り調査に向けて行われた事前調査の回答である。 本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	73	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会(第○回)(記録)	(1)「5」の「(1)」及び「(3)」 (2)「5(2)」の氏名	<p>本件対象保有個人情報は、平成○年○月○日に開催された第○回調査部会の内容を記録した資料である。 (1)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。 調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等が対応の方向性を推察し、調査部会への干渉、働きかけ等を行うことで、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。 (2)本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。 これを開示することとなると、特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p>
	74	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会(第○回)終了後遺族説明	氏名	<p>本件対象保有個人情報は、平成○年○月○日に開催された第○回調査部会終了後に行われた、本件生徒の保護者に対する説明を記録した資料である。 本資料には、開示請求者以外の特定の個人名が記載されている。 これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p>

			よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。
75	〇〇〇第〇〇号調査部会による生徒への聞き取り調査について(要望)	3枚目以降全て	<p>本件対象保有個人情報、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会にて部員に配布された、本件学校が生徒への聞き取り調査に対する保護者からの要望をまとめ、教育庁に報告をした資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等が対応の方向性を推察し、調査部会への干渉、働きかけ等を行うことで、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
76	生徒聞き取り予定(案)	「生徒聞き取り予定(案)」中の生徒のクラス・部活動・氏名・右側の記載	<p>本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会にて部員に配布された、調査部会による生徒への聞き取り調査のスケジュールが記載された資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名、クラス、部活動名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p>
77	学校提供資料(〇〇高校関係 平成〇年〇月〇日)	(1)「1 保健室の対応記録」の「確認内容」 (2)「3 〇〇活動時の写真に関する顧問の同席や把握状況等」の「確認内容」	<p>本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会にて部員に配布された、本件生徒の保護者から調査依頼があった内容について本件学校から教育庁への報告に係る資料である。</p> <p>(1)本資料には、本件重大事態に関する報告者の所見が記載されている。</p> <p>これは評価、判断に係るもので、開示することとなると、率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがある。その結果、正確な実態把握が困難になり、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2)本資料には調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等が、調査部会への干渉、働きかけ等を行うことが推察され、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
78	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会(第〇回)(記録)	「5」の全て	<p>本件対象保有個人情報は、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査部会の内容を記録した資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、本資料には調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等が対応の方向性を推察し、調査部会への干渉、働きかけ等を行うことで、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>

	79	東京都教育委員会 いじめ問題対策委員会調査部会(第○回) 終了後遺族説明	氏名	<p>本件対象保有個人情報、平成○年○月○日に開催された第○回調査部会終了後に行われた、本件生徒の保護者に対する説明を記録した資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p>
	80	別添3 ○○からの聞き取り内容	氏名	<p>本件対象保有個人情報は、対策委員会及び調査部会にて配布された、本件学校の生徒の聞き取り結果を記録した資料である。</p> <p>本資料には、開示請求者以外の特定の個人名及び関連する情報が記載されている。</p> <p>これを開示することとなると、開示請求者以外の特定の個人の識別が可能となり、権利利益を害するおそれがある。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p>
	81	第○回 部員作成資料3	聞き取り調査の担当者名	<p>本件対象保有個人情報は、平成○年○月○日に開催された第○回調査部会にて部員に配布された、調査部会の日程調整に係る資料である。</p> <p>本資料には調査部会の検討過程が記載されている。</p> <p>調査部会は非公開で実施しており、いじめの有無について中立性を前提に検討すべき調査部会の検討内容を開示することとなると、関係者等から調査部会への干渉、働きかけ等を受け、調査部会において公正な判断が行われなくなるおそれがある。また、部員の見解、評価、意見等を開示することとなると、調査部会における自由かつ率直な意見交換が妨げられ、当該いじめ問題対処事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
東京都立○○高等学校	82	第○回 ○学年(○期)学年会	右下の記載	<p>本件対象保有個人情報は、平成○年○月○日に開催された本件学校○学年学年会の会議録である。</p> <p>非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	83	学校いじめ対策委員会会議録(平成○年○月○日)	「生徒聞き取り予定(案)」中の生徒のクラス・部活動・氏名・右側の記載	<p>本件対象保有個人情報は、平成○年○月○日に開催された本校学校の学校いじめ対策委員会の会議録である。</p> <p>非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、当該記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	84	対応記録(○○保護者)	「アンケート記載内容についての聞き取り内容」及び「当該生徒保護者が確認要求した(37+5項目)の聞き取り内容」中のシリアル、学年、組・番号、氏名、部活動、回答内容	<p>本件対象保有個人情報は、本件学校が全校生徒対象に平成○年○月○日に実施した「本校生徒に関するアンケート」の内容について、本件学校が確認が必要と判断した項目及び本件生徒保護者が確認要求した項目について、本件学校が各生徒から聞き取った内容の記録である。</p> <p>非開示部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	85	第1回 面談記録	生徒の名字	<p>本件対象保有個人情報は、平成○年○月○日に実施した担任による本件生徒との面談記録である。</p> <p>非開示部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p>

			<p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p>
86	学級日誌(平成○年○月○日)	生徒の筆跡	<p>本件対象保有個人情報、本件生徒が在籍していたクラスの日直の生徒が日替わりで記録していた学級日誌であり、当該日直が手書きで記載していたものである。</p> <p>当該非開示部分である生徒の筆跡は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p>
87	学級日誌(平成○年○月○日)	生徒の筆跡	
88	学級日誌(平成○年○月○日)	生徒の筆跡	
89	学級日誌(平成○年○月○日)	生徒の筆跡	
90	学級日誌(平成○年○月○日)	生徒の筆跡	
91	学級日誌(平成○年○月○日)	(1)生徒の筆跡 (2)「今日の出来事・日直のコメント」	<p>本件対象保有個人情報、本件生徒が在籍していたクラスの日直の生徒が日替わりで記録していた学級日誌であり、当該日直が手書きで記載していたものである。</p> <p>(1)当該非開示部分である生徒の筆跡は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2)当該非開示部分である生徒の筆跡は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、日直生徒による所見が含まれているため、開示することが前提となると、日直となる生徒が率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
92	学級日誌(平成○年○月○日)	(1)生徒の筆跡 (2)「今日の出来事・日直のコメント」 (3)「担任より」	<p>本件対象保有個人情報、本件生徒が在籍していたクラスの日直の生徒が日替わりで記録していた学級日誌であり、当該日直が手書きで記載していたものである。</p> <p>(1)当該非開示部分である生徒の筆跡は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2)当該非開示部分である生徒の筆跡は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、日直生徒による所見が含まれているため、開示することが前提となると、日直となる生徒が率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
93	学級日誌(平成○年○月○日)	(1)生徒の筆跡 (2)「今日の出来事・日直のコメント」 (3)「担任より」	<p>本件対象保有個人情報、本件生徒が在籍していたクラスの日直の生徒が日替わりで記録していた学級日誌であり、当該日直が手書きで記載していたものである。</p> <p>(1)当該非開示部分である生徒の筆跡は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2)当該非開示部分である生徒の筆跡は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、日直生徒による所見が含まれているため、開示することが前提となると、日直となる生徒が率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(3)当該非開示部分には、担任の所見が含まれており、開示することが前提となると、担任が率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
94	(起案)平成○年○月○日付○○○第○○号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について(報告)」	(1)「2(5)イ」、「4」中の「○月○日」及び「○月○日」のうち「学校の対応」 (2)「4」中の「○月○日」のうち「学校の対応」四つ目の○	<p>本件対象保有個人情報は、本件学校が平成○年○月○日付○○○第○○号により東京都教育委員会に提出した「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について(報告)」の報告書である。</p> <p>(1)非開示部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(2)非開示部分には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。また、関係機関との連携に関する情報であって、開示する</p>

			<p>こととなると当該機関における事務事業の運営に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、開示することにより、捜査に支障を来すおそれがあるため、条例16条4号に該当するものとし、非開示とした。</p>
95	(起案)平成〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査結果について(報告)」	<p>(1)「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「学校の対応」</p> <p>(2)「4(1)⑥」二段落目</p> <p>(3)「4(3)」</p> <p>(4)「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「当該生徒の保護者等」、「4(4)」の記者の所属・氏名、「4(5)」中の「別添3」のタイトル</p> <p>(5)「5(1)」の三段落目及び「6」の三段落目</p>	<p>本件対象保有個人情報、本件学校が平成〇年〇月〇日付〇〇〇第〇〇号により東京都教育委員会に提出した「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査結果について(報告)」の報告書である。</p> <p>(1)非開示部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(2)非開示部分には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(3)非開示部分には、関係機関と学校との連携状況が記載されており、この内容は捜査に係る情報でもある。</p> <p>これを開示することとなると、当該関係機関の事務の過程が明らかになり、今後同種の事案が発生した際に、関係者が対応の方向性を推察し、干渉、働きかけ等を行うことで、当該機関における捜査等事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条4号及び6号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(4)非開示部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p> <p>(5)非開示部分には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
96	別添1 原因確認のための調査計画	「No1」の「調査内容」中の記載	<p>本件対象保有個人情報、本件学校が平成〇年〇月〇日付〇〇〇第〇〇号により東京都教育委員会に提出した「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査結果について(報告)」の報告書の別添資料である。</p> <p>非開示部分は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。</p>
97	別添7 アンケートの記載内容についての聴き取り内容	シリアル、学年、組・番号、氏名、回答内容	<p>本件対象保有個人情報、本件学校が平成〇年〇月〇日付〇〇〇第〇〇号により東京都教育委員会に提出した「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査結果について(報告)」の報告書の別添資料である。</p> <p>非開示部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定</p>

	98	別添8 ○年○組、○○、○○からの聴き取り内容	「追加聞き取り用紙」中の「学籍番号」、「氏名」、部活動、「整理番号」、「アンケート回答内容」、「アンケートの補足・追加」、「○○に対するいじめにつながる情報の有無」、「本人の今の体調・心情等」の記載内容、「2学期二者面談記録」中のクラス名、「クラス」欄、「番号」欄、「生徒名」欄	の個人を識別することができるものである。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該資料は、対策委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがある。さらに、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
	99	別添9 当該生徒保護者が確認要求した(37+5項目)の聴き取り内容	シリアル、学年、組・番号、氏名、部活動、回答内容	
	100	別添15 Twitterへの書き込み(概要版)	「項目」、欄外の記載	本件対象保有個人情報、本件学校が平成○年○月○日付○○○第○○号により東京都教育委員会に提出した「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態に関する調査結果について(報告)」の報告書の別添資料である。 非開示部分には、報告者の所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
	101	本件生徒に関するアンケート(生徒が回答した個票)	筆跡・チェック欄	本件対象保有個人情報は、本件学校が全校生徒対象に平成○年○月○日に実施した「本校生徒に関するアンケート」に各生徒が回答した回答用紙である。 非開示部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、対策委員会・調査部会における検討・協議に関する情報であって、開示することにより、判断等事務の過程が明らかになり、今後の会議運営に支障を及ぼすおそれがある。さらに、本件は生徒への聞き取り内容を記録したものであり、開示することが前提となると、率直な意見の表明を躊躇するなどにより、生徒指導等の学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
	102	別添3 ○○からの聴き取り内容	氏名	本件対象保有個人情報は、本件生徒保護者(開示請求者)から指摘があった事項について、本件学校副校長が平成○年○月○日に実施した本件学校の生徒への聞き取り内容の記録である。 非開示部分は、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。
東京都○○学校経営支援センター経営支援室	103	事故発生等連絡票(第1報)(高等学校)	生徒名、学年、クラス	本件対象保有個人情報は、東京都○○学校経営支援センターから東京都教育委員会宛て本件の発生を報告したものの第1報である。 本資料には、本件重大事態発生時に対応した生徒の氏名、学年、クラスが記載されている。 本情報を開示することになると、対応した生徒の識別が可能になり、対応した生徒の権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。

				よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。
104	メール文書(○年○月○日○曜日○:○)	パスワード		本件対象保有個人情報、東京都〇〇学校経営支援センターから東京都教育委員会宛て事故発生等連絡票をメールで送信した際の該当文書を開くためのパスワードを記載したメール文書である。 非開示部分は、開示請求者以外のセキュリティに関する情報であり、開示することにより、保有情報の保護に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
105	事故発生等連絡票(第2報)(高等学校)	(1)生徒名、学年、クラス、部活動、担任教諭に関する記述 (2)「【第二報】」5点目		本件対象保有個人情報は、東京都〇〇学校経営支援センターから東京都教育委員会宛て本件の発生を報告したものの第2報である。 (1)本資料には、本件重大事態発生時に対応した生徒の氏名、学年及びクラス並びに担任教諭に係る内容が記載されている。 本情報を開示することになると、対応した生徒の識別が可能になり、対応した生徒の権利利益を害するおそれがあるほか、関係者等が担任教諭に干渉、働きかけを行うなどにより担任教諭の権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。 (2)本資料には、職員の見解が記載されている。 本情報は教育庁職員による評価、判断に係るもので、開示することになると、職員が率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがあり、教育庁内での検討・協議において率直な意見交換がなされなくなるおそれがある。 よって、条例16条5号に該当するものとし、非開示とした。 また、こうしたことは学校側の実態把握を困難にさせ、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
106	メール文書(○年○月○日○曜日○:○)	パスワード		本件対象保有個人情報は、東京都〇〇学校経営支援センターから東京都教育委員会宛て事故発生等連絡票をメールで送信した際の該当文書を開くためのパスワードを記載したメール文書である。 非開示部分は、開示請求者以外のセキュリティに関する情報であり、開示することにより、保有情報の保護に支障を及ぼすおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
107	事故発生等連絡票(第3報)(高等学校)	(1)生徒名、学年、クラス、部活動、担任教諭に関する記述 (2)「【第二報】」5点目		本件対象保有個人情報は、東京都〇〇学校経営支援センターから東京都教育委員会宛て本件の発生を報告したものの第3報である。 (1)本資料には、本件重大事態発生時に対応した生徒の氏名、学年及びクラス並びに担任教諭に係る内容が記載されている。 本情報を開示することになると、対応した生徒の識別が可能になり、対応した生徒の権利利益を害するおそれがあるほか、関係者等が担任教諭に干渉、働きかけを行うなどにより担任教諭の権利利益を害するおそれがある。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。 よって、審査会への理由説明に当たり、条例16条6号を非開示理由として追加する。 (2)本資料には、職員の見解が記載されている。 本情報は教育庁職員による評価、判断に係るもので、開示することになると、職員が率直な評価、判断に基づく報告を躊躇し、形骸化した当たり障りのない記載をするおそれがあり、教育庁内での検討・協議において率直な意見交換がなされなくなるおそれがある。 よって、条例16条5号に該当するものとし、非開示とした。

				<p>また、こうしたことは学校側の実態把握を困難にさせ、ひいては適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	108	メール文書(○年○月○日○曜日○:○)	パスワード	<p>本件対象保有個人情報、東京都〇〇学校経営支援センターから東京都教育委員会宛て事故発生等連絡票をメールで送信した際の該当文書を開くためのパスワードを記載したメール文書である。</p> <p>非開示部分は、開示請求者以外のセキュリティに関する情報であり、開示することにより、保有情報の保護に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
東京都教育相談センター	109	要請訪問報告書(緊急支援)(平成○年○月○日分)	「6 所員の対応内容」	<p>児童・生徒等に係わる事件・事故が発生した際に、児童・生徒、保護者及び教職員等の心のケアと学校における日常性を取り戻すため、校長等から緊急支援の要請を受け、同支援の派遣を決定した場合には、当該校等に所員又はアドバイザースタッフを派遣し支援を行う。</p> <p>また、派遣終了後は本件対象保有個人情報「要請訪問報告書(緊急支援)」を作成し、訪問者が支援した内容(児童・生徒等との面談の実績)を記録する。</p> <p>本資料には、職員訪問時における本件学校の生徒の状況や生徒氏名、クラス及び部活動等、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該報告には、訪問した職員の報告内容及び所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。さらに、当該情報を開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることについて、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、実施機関及び調査部会と第三者との信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなり、十分な情報を得られなくなるなど、本件及び今後の事故等対応業務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	110	要請訪問報告書(緊急支援)(平成○年○月○日分)	「6 所員の対応内容」	<p>本資料には、職員訪問時における本件学校の生徒の状況や生徒氏名、クラス及び部活動等、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該報告には、訪問した職員の報告内容及び所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	111	要請訪問報告書(緊急支援)(平成○年○月○日分)	「6 所員の対応内容」	<p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>また、当該報告には、訪問した職員の報告内容及び所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。</p> <p>よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。</p>
	112	要請訪問報告書(緊急支援)(平成○年○月○日分)	(1)「1 訪問者」 (2)「6 所員の対応内容」	<p>(1)アドバイザースタッフは臨床心理士等であり、資格要件を満たす外部の専門家として登録しており、緊急支援等の際に派遣する。</p> <p>本資料には、外部の専門家であるアドバイザースタッフの名前が記載されている。</p> <p>アドバイザースタッフの名前は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に該当する。</p> <p>よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。</p> <p>(2)本資料には、職員及びアドバイザースタッフ訪問時における本件学校の生徒の状況や生徒氏名、クラス及び部活動等、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別するこ</p>

				とができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該報告には、訪問した職員及びアドバイザースタッフの報告内容及び所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
113	要請訪問報告書 (緊急支援)(平成 ○年○月○日分)	「6 所員の対応内容」		本資料には、職員訪問時における本件学校の生徒の状況や生徒氏名、クラス及び部活動等、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該報告には、訪問した職員の報告内容及び所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
114	要請訪問報告書 (緊急支援)(平成 ○年○月○日分)	「6 所員の対応内容」		とができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該報告には、訪問した職員の報告内容及び所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
115	要請訪問報告書 (緊急支援)(平成 ○年○月○日分)	「6 所員の対応内容」		とができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該報告には、訪問した職員の報告内容及び所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
116	要請訪問報告書 (緊急支援)(平成 ○年○月○日分)	(1)「1 訪問者」 (2)「6 所員の対応内容」		(1)本資料には、外部の専門家であるアドバイザースタッフの名前が記載されている。 アドバイザースタッフの名前は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に該当する。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 (2)本資料には、職員及びアドバイザースタッフ訪問時における本件学校の生徒の状況や生徒氏名、クラス及び部活動等、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該報告には、訪問した職員及びアドバイザースタッフの報告内容及び所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。
117	要請訪問報告書 (緊急支援)(平成 ○年○月○日分)	(1)「1 訪問者」 (2)「6 所員の対応内容」		とができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれている。 よって、条例16条2号に該当するものとし、非開示とした。 また、当該報告には、訪問した職員及びアドバイザースタッフの報告内容及び所見が含まれており、開示することが前提となると、率直な報告を躊躇するなどにより、実態把握が困難になり、適正な学校運営に支障を来すおそれがある。 よって、条例16条6号に該当するものとし、非開示とした。

別表4 本件非開示決定(不存在)における非開示理由

主務課	本件開示請求		非開示理由
指導部管理課	21	本件事故に関し、東京都教育委員会が作成し文部科学省宛てに提出した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に関する書面その他文部科学省宛に提出した書面	本件重大事態は平成〇年度に発生したものである。 それが報告の対象となる事案の場合は、次年度に実施する調査にて計上するものである。 そのため、請求日時点では本請求に係る保有個人情報を作成及び取得しておらず、非開示とした。
	22	本件事故に関する東京都教育委員会と文部科学省とのやり取りに係る文書(メール文書を含む。)	本件重大事態について、文部科学省との間で文書でやり取りをした実績はなく、やり取りを記録した文書も存在しない。 そのため、請求に係る保有個人情報は作成及び取得しておらず、非開示とした。
東京都立〇〇高等学校	24	〇〇が被写体に含まれている写真及び映像	本件学校が所持している本件生徒の部活動等における記録映像等は既に本件生徒保護者に提供済みであり、記録映像等は存在しないため、非開示とした。

別表5 本件非開示情報

本件 非開示 情報	本件 対象保有 個人情報	非開示部分
1	1	全て
	22	2枚目全て
	24	「2(8)」
	30	3枚目全て
	31	「3 今後のスケジュール(案)」の内容、「4」の表
	33	「『東京都いじめ防止対策推進条例』第11条第4項に規定する調査の実施について」中の5の内容
	34	「4 今後の予定」
	37	「東京都教育委員会の対応」のうち、予定の部分
2	41	「(〇月〇日会見用 質疑・想定)」の内容
	2	全て
3	13	全て
	3	全て
4	14	全て
	4	全て
	5	全て
	7	全て
	11	全て
	52	タイトル、日付を除く全て
	77	「3 ○〇活動時の写真に関する顧問の同席や把握状況等」の「確認内容」
	81	聴き取り調査の担当者名
5	9	全て
	10	全て
	43	「1(3)」中の「イ」及び「ウ」の内容、右側全て
	44	「1(3)」中の「ア」及び「イ」の内容、左下部、右側全て
	45	「1(3)」中の「ア」及び「イ」の内容、左下部、右側全て
	46	「1(2)」以降全ての記載
	47	「1(2)」以降全ての記載
	48	「1(2)」以降全ての記載
	51	タイトル、日時、出席者以外の全て
	53	タイトル、日付を除く全て
	61	「5」の「(1)」及び「(3)」
	62	「5」の「(1)」及び「(3)」
	73	「5」の「(1)」及び「(3)」
78	「5」の全て	
6	8	全て
7	12	全て
8	15	生徒名、学年、クラス
	16	生徒名、学年、クラス、部活動
	17	生徒名、学年、クラス、部活動
	18	生徒名、学年、クラス、部活動
	19	生徒名、学年、クラス、部活動
	20	生徒名、学年、クラス、部活動、「他の生徒への影響」
	21	生徒名、学年、クラス、部活動、「他の生徒への影響」、「校長、副校長、担任、〇〇とで打合せ」中の「その他」、「レクでの指示」の4行目から46行目までの一部
	25	「3③」
	27	氏名
	29	氏名
	32	氏名
	33	氏名、部活動
	35	「2(5)イ」、「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」
	36	「2(5)イ」、「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」
38	「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「当該生徒の保護者等」及び「学校の対応」、「4(5)」中の「別添3」のタイトル	

	39	「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「当該生徒の保護者等」及び「学校の対応」、「4(5)」中の「別添3」のタイトル
	42	「別紙2」「2(5)イ」、「別紙2」「4」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「学校の対応」、「別紙3」「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「当該生徒の保護者等」及び「学校の対応」、「別紙3」「4(5)」中の「別添3」のタイトル
	49	「2(5)イ」、「4」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「学校の対応」
	50	「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「当該生徒の保護者等」及び「学校の対応」、「4(5)」中の「別添3」のタイトル
	54	「No1」の「調査内容」中の記載
	57	「アンケート記述内容」欄及び「保護者(遺族)の指摘内容」欄の氏名、クラス、所属
	59	「2(5)イ」、「4」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「学校の対応」
	60	「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「当該生徒の保護者等」及び「学校の対応」、「4(5)」中の「別添3」のタイトル
	61	「5(2)」の氏名
	62	「5(2)」の氏名、部活動
	73	「5(2)」の氏名
	74	氏名
	79	氏名
	80	氏名
	94	「2(5)イ」、「4」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「学校の対応」
	95	「3(4)」中の「〇月〇日」及び「〇月〇日」のうち「当該生徒の保護者等」及び「学校の対応」、「4(5)」中の「別添3」のタイトル
	96	「No1」の「調査内容」中の記載
	102	氏名
	103	生徒名、学年、クラス
	105	生徒名、学年、クラス、部活動
	107	生徒名、学年、クラス、部活動
9	6	全て
	16	担任教諭に関する記述
	17	担任教諭に関する記述
	24	「2(2)」
	26	「〇〇高校における教育相談センター専門員と生徒との面接(〇月〇日)等について」中の「2(4)」
	38	「4(4)」の記者の所属・氏名
	39	「4(4)」の記者の所属・氏名
	42	「別紙3」「4(4)」記者の所属・氏名
	50	「4(4)」の記者の所属・氏名
	56	「2学期二者面談記録」中のクラス名、「クラス」欄、「番号」欄、「生徒名」欄
	60	「4(4)」の記者の所属・氏名
	69	「今日の出来事・日直のコメント」欄
	70	「今日の出来事・日直のコメント」欄
	71	「今日の出来事・日直のコメント」欄
	75	3枚目以降全て
	85	生徒の名字
	91	「今日の出来事・日直のコメント」欄
	92	「今日の出来事・日直のコメント」欄
	93	「今日の出来事・日直のコメント」欄
	95	「4(4)」の記者の所属・氏名
	97	シリアル、学年、組・番号、氏名、回答内容
98	「2学期二者面談記録」中のクラス名、「クラス」欄、「番号」欄、「生徒名」欄	
99	シリアル、学年、組・番号、氏名、部活動、回答内容	
101	筆跡・チェック欄	
105	担任教諭に関する記述	
107	担任教諭に関する記述	
10	16	「【第二報】」5点目
	17	「【第二報】」5点目

	20	「〇〇が自殺してからこれまでの学校の対応等」
	21	「〇〇が自殺してからこれまでの学校の対応等」、「〇〇からの要望」
	23	「午後〇時〇分から午後〇時〇分 話し合い」中の「①」のうち2、3点目
	24	「2(7)」
	25	「3」中の「午後〇時〇分から午後〇時〇分」、「5」二つ目の〇
	33	「都立〇〇高等学校 〇〇に関する情報」中の4のうち3の右上部
	35	「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」四つ目の〇
	36	「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」四つ目の〇
	38	「4(1)⑥」二段落目、「5(1)」三段落目、「6」三段落目
	39	「4(1)⑥」二段落目、「5(1)」三段落目、「6」三段落目
	42	「別紙2」「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」四つ目の〇、「別紙3」「4(1)⑥」二段落目、「別紙3」「5(1)」三段落目、「別紙3」「6」三段落目
	49	「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」四つ目の〇
	50	「4(1)⑥」二段落目、「5(1)」三段落目、「6」三段落目
	58	「項目」、欄外の記載
	59	「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」四つ目の〇
	60	「4(1)⑥」二段落目、「5(1)」三段落目、「6」三段落目
	70	「担任より」欄
	71	「担任より」欄
	77	「1 保健室の対応記録」の「確認内容」
	92	「担任より」欄
	93	「担任より」欄
	95	「4(1)⑥」二段落目、「5(1)」三段落目、「6」三段落目
	100	「項目」、欄外の記載
11	21	「レクでの指示」の1行目から3行目まで及び47行目以降
	26	「〇〇高校にかかる対応について」中の「2(3)」
	33	「〇〇が学校の調査内容に納得していない点」中の6及び7の一部
	26	「〇〇高校にかかる対応について」中の「3」、「〇〇高校における教育相談センター専門員と生徒との面接(〇月〇日)等について」中の「2(3)」対象者、学年、クラス、氏名
	55	シリアル、学年、組・番号、氏名、回答内容
	57	シリアル、学年、組・番号、氏名、部活動、回答内容
	64	生徒の筆跡(日付、「出欠」欄)
	65	生徒の筆跡(日付、「出欠」欄)
	66	生徒の筆跡(日付、「出欠」欄)
	67	生徒の筆跡(日付、「出欠」欄)
	68	生徒の筆跡(日付、「出欠」欄)
	69	生徒の筆跡(日付、「出欠」欄)
	70	生徒の筆跡(日付)
	71	生徒の筆跡(日付)
	72	筆跡及び回答内容
	76	「生徒聞き取り予定(案)」中の生徒のクラス・部活動・氏名・右側の記載
	82	右下の記載
	83	「生徒聞き取り予定(案)」中の生徒のクラス・部活動・氏名・右側の記載
	84	「アンケート記載内容についての聴き取り内容」及び「当該生徒保護者が確認要求した(37+5項目)の聴き取り内容」中のシリアル、学年、組・番号、氏名、部活動、回答内容
	86	生徒の筆跡(日付、「出欠」欄、「今日の出来事・日直のコメント」欄)
	87	生徒の筆跡(日付、「出欠」欄、「今日の出来事・日直のコメント」欄)
	88	生徒の筆跡(日付、「出欠」欄)
	89	生徒の筆跡(日付、「出欠」欄)
	90	生徒の筆跡(日付、「出欠」欄)
	91	生徒の筆跡(日付、「出欠」欄)
	92	生徒の筆跡(日付)
	93	生徒の筆跡(日付)
	112	「1 訪問者」
	116	「1 訪問者」
	117	「1 訪問者」
13	28	「【〇〇からの報告内容及び校長の意向】」二つ目の〇

	31	「3(1)(2)」
	33	「都立〇〇高等学校 〇〇に関する情報」中の「3」の全て、「〇〇が学校の調査内容に納得していない点」中の1、6及び7の「学校からの説明に対する〇〇の見解」
	109	「6 所員の対応内容」
	110	「6 所員の対応内容」
	111	「6 所員の対応内容」
	112	「6 所員の対応内容」
	113	「6 所員の対応内容」
	114	「6 所員の対応内容」
	115	「6 所員の対応内容」
	116	「6 所員の対応内容」
117	「6 所員の対応内容」	
14	38	「4(3)」
	39	「4(3)」
	42	「別紙3」「4(3)」
	50	「4(3)」
	60	「4(3)」
	95	「4(3)」
15	40	クラス別参加数
16	56	「追加聞き取り用紙」中の「学籍番号」、「氏名」、部活動、「整理番号」、「アンケート回答内容」、「アンケートの補足・追加」、「〇〇に対するいじめにつながる情報の有無」、「本人の今の体調・心情等」の記載内容
	98	「追加聞き取り用紙」中の「学籍番号」、「氏名」、部活動、「整理番号」、「アンケート回答内容」、「アンケートの補足・追加」、「〇〇に対するいじめにつながる情報の有無」、「本人の今の体調・心情等」の記載内容
17	63	「5 聞き取り内容記録」の全て
18	94	「4」中の「〇月〇日」のうち「学校の対応」四つ目の〇
19	104	パスワード
	106	パスワード
	108	パスワード
20	105	「(第二報)」5点目
	107	「(第二報)」5点目

別表6 本件請求個人情報

本件請求 個人情報	本件開示請求	非開示情報
1	21	本件事故に関し、東京都教育委員会が作成し文部科学省宛に提出した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に関する書面その他文部科学省宛に提出した書面（「その他文部科学省宛てに提出した書面」を除く。）
2	21	本件事故に関し、東京都教育委員会が作成し文部科学省宛に提出した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に関する書面その他文部科学省宛に提出した書面のうちその他文部科学省宛に提出した書面
	22	本件事故に関する東京都教育委員会と文部科学省とのやり取りに係る文書（メール文書を含む。）
3	24	〇〇が被写体に含まれている写真及び映像

別表7 開示すべき部分

本件 非開示情報	開示すべき部分
7	表題、「1 日時」欄、「2 場所」欄、「3 出席部員」欄、「5 記録」欄
15	全て
16	「アンケート回答内容」欄、「アンケートの補足・追加」欄、「〇〇に対するいじめにつながる情報の有無」欄